

令和5年3月定例会 教育長報告

◆3月の主な活動

- 10日 教育委員会臨時会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 22・28日 黄色い横断バッグ贈呈式（静岡庁舎・清水庁舎）〔教育長〕
- 23日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕

◆4月の主な予定

- 5日 令和5年度市町教育委員会教育長会（静岡県庁）〔教育長〕
- 6日 交通安全グッズ 贈呈式（清水庁舎）〔教育長〕
- 14日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 24日 教育委員会臨時会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 27日 静岡県都市教育長協議会総会（沼津市内）〔教育長〕

議案第42号

規2-(2)

静岡市旧マッケンジー住宅の管理に関する規則の廃止について

静岡市旧マッケンジー住宅の管理に関する規則の廃止する規則を次のように定める。

令和5年3月23日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(観光交流文化局文化財課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 耐震補強を含めた改修を令和5年度から令和6年度にかけて実施するため、一時的に一般公開を前提とした管理ではなくなることから、静岡市旧マッケンジー住宅の管理に関する規則の廃止をしようとするものである。

審査議案	第 42 号	静岡市例規集第3巻6152頁
------	--------	----------------

例規概要説明書（観光交流文化局文化財課）

1 例規の名称	静岡市旧マッケンジー住宅の管理に関する規則
2 制定改廃の別（該当を選択）	<input type="checkbox"/> 制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	<p>建物の耐震強度が不足しており、令和5年度から令和6年度にかけて耐震補強を含めた改修を実施するため、一時的に一般公開を前提とした管理ではなくなることから、本施設の管理に関する規則を廃止する必要があるため。</p> <p>なお、改修を終える令和7年度当初から行政財産として管理し、公開する予定であり、その際に改めて管理規則を制定する。</p>
4 施行期日	令和5年4月1日
5 制定改廃の概要	静岡市旧マッケンジー住宅の管理に関する規則の廃止
6 法的な検討事項	
7 関係する法令・条例等	
8 予算措置等特記事項	<p>・施設の改修については、第4次総合計画及び令和5年度から令和6年度の予算で要求済。</p> <p>内示額：R5年度65,800千円、R6年度180,600千円（債務負担行為）</p>

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市旧マッケンジー住宅の管理に関する規則を廃止する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市旧マッケンジー住宅の管理に関する規則を廃止する規則

静岡市旧マッケンジー住宅の管理に関する規則(平成24年静岡市教育委員会規則第2号)は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

3月23日

「静岡市旧マッケンジー住宅の管理に関する規則」の廃止について

（文化財課）

1. 施設概要

旧マッケンジー住宅は、米国から来日して日本茶の輸出に貢献された故ダンカン・J・マッケンジー氏と、社会福祉の向上のために尽くされ、昭和34年10月に静岡市の名誉市民第1号に選ばれた、故エミリー・M・マッケンジー夫妻の住宅として昭和15年に竣工した住宅です。（国の登録有形文化財（平成9年12月12日登録））

- (1) 所在地：静岡市駿河区高松 2852 番地
 - (2) 構造：木造地上2階地下1階建 塔屋付
 - (3) 設計者：近江八幡市名誉市民第1号 W・M・ヴォーリズ（旧森下小学校設計者）
 - (4) 特徴：赤い西洋瓦葺きの屋根
 スタッコ仕上げの荒い白壁
 アーチ型の窓
- } スパニッシュスタイルの建物

2. 経緯

昭和47年	静岡市所有
昭和62年	大規模改修
平成9年	国の登録有形文化財に登録
令和5年3月	閉館予定
	「静岡市旧マッケンジー住宅の管理に関する規則」廃止
令和5、6年度	改修と耐震補強を実施予定

3. 改修計画

令和4年度	改修設計
令和5年度	屋根瓦や外壁を撤去
	雨漏り箇所等の詳細調査
	過去の修繕による変更箇所の確認
	柱等の接合方法等を確認し構造解析
	} 設計変更 (文化財の価値の維持)
令和6年度	組立工事

4. 周辺市有地活用

改修と並行して旧マッケンジー住宅周辺の市有地（旧乳児院跡地や道路の資材置き場）を民間活力導入により開発し、令和7年度当初から公開活用予定

議案第43号

静岡市体育館条例施行規則の一部改正について

静岡市体育館条例施行規則の一部を改正する規則を、次のとおり定める。

令和 5年 3月23日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

(観光交流文化局スポーツ振興課)

記

- 1 内 容 新旧対照表のとおり
- 2 提案理由 静岡市体育館条例の一部改正に伴い、規則の一部改正をしようとするものである。

審査議案	第	号	静岡市例規集第	卷	頁
------	---	---	---------	---	---

例規概要説明書（観光交流文化局スポーツ振興課）

1 例規の名称	静岡市体育館条例施行規則
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	静岡市体育館条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
4 施行期日	令和5年4月1日
5 制定改廃の概要	(1) 静岡市清水三保体育館の廃止に伴い、所要の改正を行うこととした。 (第2条関係) (2) 静岡市清水三保体育館の廃止に伴い、様式を修正することとした。(様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第8号関係) (3) この規則は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則関係)
6 法的な検討事項	
7 関係する法令・条例等	静岡市体育館条例
8 予算措置等 特記事項	

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市体育館条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市体育館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「静岡市清水三保体育館及び」及び「(以下この項において「静岡市清水三保体育館等」という。)」を削り、「、静岡市清水三保体育館等にあつては」を「、静岡市由比体育館にあつては」に改める。

様式第1号備考及び様式第2号備考中「静岡市清水三保体育館及び」を削る。

様式第3号1体育館（静岡市中央体育館の屋内プール並びに静岡市清水三保体育館及び静岡市由比体育館を除く。）個人利用券中「並びに静岡市清水三保体育館」を削る。

様式第8号備考中「静岡市清水三保体育館及び」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市体育館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>○静岡市体育館条例施行規則 平成15年4月1日 教育委員会規則第3号 (利用の許可の申請)</p> <p>第2条 条例第6条第1項の規定により条例第2条の表に掲げる体育館（以下「体育館」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、体育館利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者等（<u>静岡市清水三保体育館及び静岡市由比体育館（以下この項において「静岡市清水三保体育館等」という。）</u>）以外の体育館にあつては指定管理者を、<u>静岡市清水三保体育館等</u>にあつては教育長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、個人の利用については、申請書の提出を要しない。</p> <p>2 前項の申請書は、利用しようとする日前10日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者等が認めるときは、同日後においても同項の申請書を提出することができる。</p>	<p>○静岡市体育館条例施行規則 平成15年4月1日 教育委員会規則第3号 (利用の許可の申請)</p> <p>第2条 条例第6条第1項の規定により条例第2条の表に掲げる体育館（以下「体育館」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、体育館利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者等（<u>静岡市由比体育館</u>以外の体育館にあつては指定管理者を、<u>静岡市由比体育館</u>にあつては教育長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、個人の利用については、申請書の提出を要しない。</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



様式第1号(第2条関係)

体育館利用許可申請書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

団体名
住 所 (法人にあっては、その
主たる事務所の所在地)

申請者
代表者 (法人にあっては、その
氏 名 (名称及び代表者の氏名)
電 話

静岡市体育館条例第6条第1項の規定により、体育館を利用したいので、次のとおり申請します。

利用体育館名				
利用目的				
利用責任者				
利用予定人員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人		
1	利用施設		※ 体育館 の使用 料又は 利用料 金	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	附帯設備 の 利 用		※附帯 設備の 使用料 又は利 用料金	円
2	利用施設		※ 体育館 の使用 料又は 利用料 金	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	附帯設備 の 利 用		※附帯 設備の 使用料 又は利 用料金	円
3	利用施設		※	円



利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	体育館 の使用 料又は 利用料 金	
附帯設備 の利用		※附帯 設備の 使用料 又は利 用料金	円
入場料徴収の有無	有(①1人 円・②その他)・無	※ 使用料 又は利 用料金 の合計	円

(注) ※印欄は、記入しないでください。

備考 ~~静岡市清水三保体育館及び~~静岡市由比体育館の場合は、
「(宛先)指定管理者
名 称 を「(宛先)静岡市教育長」に替えること。
代表者氏名」



様式第2号(第3条関係)

体育館利用許可書

年 月 日

様

指定管理者

名 称

代表者 氏 名 ㊟

年 月 日付で申請のあった体育館の利用については次のとおり許可します。

利用体育館名				
利用目的				
利用責任者				
利用予定人員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人		
1	利用施設		体育館の 使用料又は 利用料金	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	附帯設備の 利用		附帯設 備の使 用料又 は利用 料金	円
2	利用施設		体育館の 使用料又は 利用料金	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	附帯設備の 利用		附帯設 備の使 用料又 は利用 料金	円
3	利用施設		体育館の 使用料又は 利用料金	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	附帯設備の 利用		附帯設 備の使 用料又 は利用 料金	円



入場料徴収の有無	有(①1人 円・②その他)・無	使用料 又は利 用料金 の合計	円
許可の条件	1 静岡市体育館条例、静岡市体育館 条例施行規則及び係員の指示事項を 守ってください。 2 利用後の施設等の整理及び整頓 は、全て利用者が行ってください。	領収日付印	
(注)	1 本書をもって領収書に代えます。 2 領収印のないものは、無効です。 3 体育館の利用の際は、本書を係員に提示してください。		

備考 静岡市清水三保体育館及び静岡市由比体育館の場合は、

「指定管理者

名称

代表者 氏 名

⑤

を「静岡市教育長 氏 名 [印]」に替えること。



様式第3号（第3条関係）

- 1 体育館（静岡市中央体育館の屋内プール並びに静岡市清水三保体育館及び静岡市由比体育館を除く。）個人利用券

（当日券）

体育館当日利用券	
¥	
静岡市	体育館
No.	

（定期券）（表）

No.	体育館定期利用券	種目	定期控券
	()	金額	
種目	月	氏名	歳 男・女
氏名	歳 男・女	住所	
住所		発行年月	No.
静岡市	体育館		

（定期券）（裏）

（注 意 事 項）	
1	静岡市体育館条例、静岡市体育館条例施行規則及び係員の指示事項を守ってください。
2	利用後の整理及び整頓は、全て利用者が行ってください。
3	この定期券の利用は、記名本人に限ります。
4	特定行事のある場合は、利用できないことがあります。

（整理券）

体育館整理利用券	
¥	
静岡市	体育館
No.	



2 静岡市中央体育館屋内プール個人利用券
(当日券)

中央体育館屋内プール当日利用券
¥
利用時間 2 時間 時 分まで
静岡市中央体育館
No.



(回数券)

No.

中央体育館屋内プール回数利用券

発行日 年 月 日

11 枚 綴 金額 円

利用期間 夏期・通常期

利用上の注意

- 1 この利用券1枚で、1人2時間利用できます。
- 2 利用しようとするときは、係員に本券を提示してください。
- 3 プールが満員の場合は、利用できません。
- 4 利用期間の夏期は、7月1日から8月31日まで、通常期は、9月1日から翌年6月30日までです。
- 5 この券は、払戻し又は通貨との交換はいたしません。
- 6 この券の汚損、紛失などによって生ずる損害に対し補償はいたしません。

静岡市中央体育館

中央体育館屋内プール回数利用券No.

利用期間 夏期・通常期

一般・生徒等・70歳以上の者

利用時間 2時間 時 分まで

静岡市中央体育館



(整理券)

中央体育館屋内プール整理利用券

¥

利用時間 1 時間 時 分まで
静岡市中央体育館

No.



様式第8号(第8条関係)

体育館利用許可取消申出書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

団体名
住 所 (法人にあっては、その
主たる事務所の所在地)

申請者
代表者 (法人にあっては、その
氏 名 (名称及び代表者の氏名)
電 話

体育館の利用の許可の取消しについて、次のとおり申し出ます。

体 育 館 名			
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日 午 前 年 月 日 午 後	後 時 分 前 時 分	から まで
体育館の利用場所		利用 附 帯 設 備	
利用許可年月日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
取 消 し の 理 由			

備考 **静岡県清水三保体育館及び静岡市由比体育館**の場合は、
「(宛先)指定管理者
名 称 を「(宛先)静岡市教育長」に替えること。
代表者氏名」

○静岡市体育館条例施行規則

平成15年4月1日

教育委員会規則第3号

改正 平成17年10月7日教委規則第21号

平成18年2月28日教委規則第3号

平成20年10月22日教委規則第22号

平成25年3月28日教委規則第8号

平成27年3月30日教委規則第30号

平成27年11月12日教委規則第32号

平成29年3月31日教委規則第22号

令和2年3月26日教委規則第5号

令和3年8月31日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市体育館条例（平成15年静岡市条例第124号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により条例第2条の表に掲げる体育館（以下「体育館」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、体育館利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者等（静岡市由比体育館以外の体育館にあつては指定管理者を、静岡市由比体育館にあつては教育長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、個人の利用については、申請書の提出を要しない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日前10日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者等が認めるときは、同日後においても同項の申請書を提出することができる。

（平17教委規則21・旧第4条繰上・一部改正、平18教委規則3・平20教委規則22・平27教委規則30・平27教委規則32・平29教委規則22・一部改正）

(利用許可書等の交付)

第3条 指定管理者等は、前条第1項の規定による申請を許可したときは、体育館利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 体育館を個人で利用しようとする者（以下「個人利用者」という。）には、個人利用券（様式第3号）を発行する。

3 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）及び個人利用者は、利用許可書又は

個人利用券を携帯し、体育館の係員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

(平17教委規則21・旧第5条繰上・一部改正、平27教委規則32・一部改正)

(使用料の減額又は免除)

第4条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ体育館使用料減額・免除承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、体育館使用料減額・免除通知書(様式第5号)を交付する。

3 市長は、前2項に規定する手続により難い事情があると認めるときは、これらの規定にかかわらず、市長が別に定める減額又は免除の手続によることができる。

(平17教委規則21・旧第6条繰上・一部改正)

(利用料金の承認手続等)

第5条 指定管理者は、条例第16条第2項の利用料金(以下「利用料金」という。)について、同条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、体育館利用料金承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認をしたときは、体育館利用料金承認証(様式第7号)を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証を当該体育館を利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(平27教委規則32・追加)

(利用料金の減額又は免除の基準等)

第6条 条例第16条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、市長が特別の理由があると認める場合とし、減額し、又は免除する利用料金の額は、市長が減額又は免除の必要があると認める額とする。

2 指定管理者は、条例第16条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(平27教委規則32・追加)

(利用料金の還付の基準等)

第7条 条例第16条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第10条の2に規定する者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。

(2) 条例第10条の2に規定する者が利用の許可の取消しを申し出て、教育長が相当の理由があると認めるとき。

2 指定管理者は、条例第16条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第5条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(平27教委規則32・追加、平29教委規則22・一部改正)

(利用許可の取消手続)

第8条 利用者が利用許可の取消しを受けようとするときは、体育館利用許可取消申出書(様式第8号)を指定管理者等に提出しなければならない。

(平17教委規則21・旧第7条繰上・一部改正、平27教委規則32・旧第5条繰下・一部改正)

(附帯設備等の返還)

第9条 利用者は、利用を終わったときは、直ちに附帯設備等を所定の位置に戻し、体育館係員の点検を受けなければならない。

(平17教委規則21・旧第8条繰上、平27教委規則32・旧第6条繰下)

(屋内プールの利用制限)

第10条 静岡市中央体育館の屋内プールについては、次の各号のいずれかに該当する者の利用を許可しないものとする。ただし、第3号の場合において指定管理者等が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 感染性疾患があると認められる者

(2) 酒気を帯びている者

(3) 18歳以上の保護者の同伴のない小学生以下の者

(4) 前3号に掲げる者のほか、管理上支障があると認められる者

(平17教委規則21・旧第9条繰上・一部改正、平27教委規則32・旧第7条繰下)

(遵守事項)

第11条 体育館に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けないで物品の販売又は展示をしないこと。
- (3) 許可を受けないではり紙等の行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(平17教委規則21・旧第10条繰上、平27教委規則32・旧第8条繰下)

(指定管理者の指定の申請書類)

第12条 条例第17条の規定による申請は、体育館指定管理者指定申請書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 体育館事業計画書（様式第10号）
- (2) 体育館事業計画に関する収支予算書（様式第11号）
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営（事業）状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(平17教委規則21・追加、平27教委規則32・旧第9条繰下・一部改正)

(協定の締結)

第13条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と体育館の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(平17教委規則21・追加、平27教委規則32・旧第10条繰下)

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平27教委規則32・旧第11条繰下、平29教委規則22・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡市体育館条例施行規則(昭和46年静岡市教育委員会規則第4号)又は清水市総合運動場条例施行規則(昭和44年清水市教育委員会規則第6号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

3 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町立体育館条例施行規則(平成15年蒲原町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平18教委規則3・追加)

(由比町の編入に伴う経過措置)

4 由比町の編入の日の前日までに、編入前の由比町民体育館条例施行規則(昭和54年由比町教育委員会規則第2号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20教委規則22・追加)

附 則(平成17年10月7日教委規則第21号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条を第8条とし、同条の次に2条を加える改正規定及び様式第6号の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年2月28日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(静岡市体育館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 静岡市体育館条例施行規則の一部を改正する規則(平成17年静岡市教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の改正規定中「及び静岡市中央体育館井川分館」を「、静岡市蒲原体育館及び静岡市中央体育館井川分館」に改める。

様式第1号その1の改正規定及び様式第2号その1の改正規定中「静岡市清水三保体育館」の次に「及び静岡市蒲原体育館」を加える。

様式第6号の改正規定中「及び静岡市中央体育館井川分館」を「、静岡市蒲原体育館及び静岡市中央体育館井川分館」に改める。

附 則（平成20年10月22日教委規則第22号）

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日教委規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この規則による改正後の静岡市体育館条例施行規則様式第1号その1、様式第2号その1及び様式第3号の規定は、平成25年6月1日以後の利用に係る許可の手續から適用し、同日前の利用に係る許可の手續については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月30日教委規則第30号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月12日教委規則第32号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市体育館条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成29年3月31日教委規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が、同項の規定により在職する間は、この規則による改正後の第1条から第34条までに規定する規則（以下「新関係規則」という。）の規定は適用せず、改正前の第1条から第34条までに規定する規則（以下「旧関係規則」という。）の規定はなおその効力を有する。

- 3 新関係規則の規定が適用される前に、旧関係規則の規定によりなされた手續その他の行為で、新関係規則の規定の適用日以降において静岡市教育長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同規定の適用日以降においては、同規定によりなされたものと

みなす。

附 則（令和2年3月26日教委規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日教委規則第5号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

体育館利用許可申請書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

団体名
住 所 (法人にあつては、その主
たる事務所の所在地)

申請者
代表者 (法人にあつては、その
氏 名 名称及び代表者の氏名)
電 話

静岡市体育館条例第6条第1項の規定により、体育館を利用したいので、次のとおり申請します。

利用体育館名			
利用目的			
利用責任者			
利用予定人員	一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人		
1	利用施設		※ 体育館 の使用 料又は 利用料 金 円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
2	利用施設		※ 体育館 の使用 料又は 利用料 金 円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	附帯設備 の 利 用		※ 附 帯 設 備 の 使 用 料 又 は 利 用 料 金 円

	附帯設備 の 利 用		※附帯 設備の 使用料 又は利 用料金	円
3	利用施設		※ 体育館 の使用 料又は 利用料 金	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	附帯設備 の 利 用		※附帯 設備の 使用料 又は利 用料金	円
入場料徴収の有無	有(①1人 円・②その他)・無		※ 使用料 又は利 用料金 の合計	円

(注) ※印欄は、記入しないでください。

備考 静岡市由比体育館の場合は、

「(宛先)指定管理者

名 称 を「(宛先)静岡市教育長」に替えること。

代表者氏名」

様式第2号(第3条関係)

体育館利用許可書

年 月 日

様

指定管理者

名 称

代表者 氏 名 ㊟

年 月 日付で申請のあった体育館の利用については次のとおり許可します。

利用体育館名				
利 用 目 的				
利 用 責 任 者				
利用予定人員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人		
1	利用施設		体育館 の 使 用 料 又 は 利 用 料 金	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	附帯設備 の 利 用		附 帯 設 備 の 使 用 料 又 は 利 用 料 金	円
2	利用施設		体育館 の 使 用 料 又 は 利 用 料 金	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	附帯設備 の 利 用		附 帯 設 備 の 使 用 料 又 は 利 用 料 金	円
3	利用施設		体育館 の 使 用 料 又 は 利 用 料 金	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		

	附 帯 設 備 の 利 用		附 帯 設 備 の 使 用 料 又 は 利 用 料 金	円
入 場 料 徴 収 の 有 無	有 (①1人 円・②その他)・無		使 用 料 又 是 利 用 料 金 の 合 計	円
許 可 の 条 件	1 静岡市体育館条例、静岡市体育館条例施行規則及び係員の指示事項を守ってください。 2 利用後の施設等の整理及び整頓は、全て利用者が行ってください。		領収日付印	
(注) 1 本書をもって領収書に代えます。 2 領収印のないものは、無効です。 3 体育館の利用の際は、本書を係員に提示してください。				

備考 静岡市由比体育館の場合は、

「指定管理者

名 称

を「静岡市教育長 氏 名 [印]」に替えること。

代表者 氏 名 [印]

様式第3号（第3条関係）

- 1 体育館（静岡市中央体育館の屋内プール及び静岡市由比体育館を除く。）個人利用券
（当日券）

体育館当日利用券		
¥		
静岡市	体育館	No.

（定期券）（表）

No.	体育館定期利用券		定期控券
	（ ）		
種目	月	種目	金額
氏名	歳 男・女	氏名	歳 男・女
住所		住所	
静岡市	体育館	発行年月	No.

（定期券）（裏）

（注 意 事 項）	
<p>1 静岡市体育館条例、静岡市体育館条例施行規則及び係員の指示事項を守ってください。</p> <p>2 利用後の整理及び整頓は、全て利用者が行ってください。</p> <p>3 この定期券の利用は、記名本人に限ります。</p> <p>4 特定行事のある場合は、利用できないことがあります。</p>	

（整理券）

体育館整理利用券		
¥		
静岡市	体育館	No.

2 静岡市中央体育館屋内プール個人利用券

(当日券)

中央体育館屋内プール当日利用券
¥
利用時間 2 時間 時 分まで
静岡市中央体育館

2021

(回数券)

No.

中央体育館屋内プール回数利用券

発行日 年 月 日

11 枚 綴 金額 円

利用期間 夏期・通常期

利用上の注意

- 1 この利用券1枚で、1人2時間利用
できます。
- 2 利用しようとするときは、係員に本
券を提示してください。
- 3 プールが満員の場合は、利用できま
せん。
- 4 利用期間の夏期は、7月1日から8
月31日まで、通常期は、9月1日から
翌年6月30日までです。
- 5 この券は、払戻し又は通貨との交換
はいたしません。
- 6 この券の汚損、紛失などによって生
ずる損害に対し補償はいたしません。

静岡市中央体育館

中央体育館屋内プール回数利用券No.

利用期間 夏期・通常期

一般・生徒等・70歳以上の者

利用時間2時間 時 分まで

静岡市中央体育館

(整理券)

中央体育館屋内プール整理利用券

¥

利用時間 1 時間 時 分まで

静岡市中央体育館

No.

様式第4号(第4条関係)

体育館使用料減額・免除承認申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

団体名

住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

申請者

代表者 (法人にあつては、その氏名) (名称及び代表者の氏名)

電 話

静岡市体育館条例第9条の規定により、体育館の使用料の減額を受けたいので、次免除

のとおり申請します。

体 育 館 名					
利 用 目 的					
利 用 日 時	前 年 月 日 午 後 時 分から 後 年 月 日 午 前 時 分まで 後				
体育館の利用場所					
体 育 館 使 用 料	円	附帯設備 使 用 料	円	使用料合計	円
減額・免除を受けようとする理由及び額					
※ 減 額 ・ 免 除			※ 徴 収 額		

免	除	減額	円	円		
※通知年月日	年	月	日	※通知番号	第	号

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

様式第5号(第4条関係)

体育館使用料減額・免除通知書

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった

の体育館使用料の

減額

免除

減額
については、次のとおり 減額 したので通知します。
免除

1 減 額			
	規 定 額	減 額	差 引 納 付 額
体育館使用料	円	円	円
附帯設備使用料			
使用料合計			
2 免 除			
減額 免除の条件			

様式第6号（第5条関係）

体育館利用料金承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

指定管理者

名 称

代 表 者 氏 名

体育館の利用料金について承認を受けたいので、静岡市体育館条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 承認申請事項

施設名	利用区分	単位	申請額	条例での限度額
			円	円
			円	円
			円	円

2 申請理由

3 実施時期 年 月 日から

（注）必要に応じ、関係資料を添付してください。

様式第7号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名

体育館利用料金承認証

年 月 日付けで申請のあった体育館の利用料金については、次のとおり承認します。

1 承認事項

施設名	利用区分	単位	承認額	備考
			円	
			円	
			円	

2 実施時期 年 月 日から

3 注意事項

- (1) 承認額に基づき利用料金を決定してください。
- (2) 利用料金を決定したときは、この承認証を利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表してください。

様式第8号(第8条関係)

体育館利用許可取消申出書

年 月 日

(宛先)指定管理者

名 称

代表者氏名

団体名

住 所 (法人にあつては、その
主たる事務所の所在地)

申請者

代表者 (法人にあつては、その
氏 名 名称及び代表者の氏名)

電 話

体育館の利用の許可の取消しについて、次のとおり申し出ます。

体 育 館 名			
利 用 目 的			
利 用 日 時	前 年 月 日 午 後 時 分から 前 年 月 日 午 後 時 分まで		
体育館の利用場所		利用附帯設備	
利用許可年月日	年 月 日	許 可 番 号	第 号

取消しの理由	
--------	--

備考 静岡市由比体育館の場合は、

「(宛先)指定管理者

名 称 を「(宛先)静岡市教育長」に替えること。

代表者氏名」

様式第9号(第12条関係)

体育館指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

所在地(法人以外の団体にあつては、その代表者の住所)

申請者 名 称

代表者氏名

電 話

体育館の指定管理者の指定を受けたいので、静岡市体育館条例第17条及び静岡市体育館条例
施行規則第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

様式第10号(第12条関係)

体育館事業計画書

事業計画の理念・方針

実施事業の概要(事業の構成及び年間計画表)

実施体制図

特記事項(効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等)

様式第1号 (第2条関係)

(平17教委規則21・平18教委規則3・平20教委規則22・平25教委規則8・一部改正、平27教委規則30・旧様式第1号その1・一部改正、平27教委規則32・平29教委規則22・令2教委規則5・令3教委規則5・一部改正)

様式第2号 (第3条関係)

(平17教委規則21・平18教委規則3・平20教委規則22・平25教委規則8・一部改正、平27教委規則30・旧様式第2号その1・一部改正、平27教委規則32・平29教委規則22・令2教委規則5・一部改正)

様式第3号 (第3条関係)

(平27教委規則32・全改、令2教委規則5・一部改正)

様式第4号 (第4条関係)

(平17教委規則21・平25教委規則8・令3教委規則5・一部改正)

様式第5号 (第4条関係)

(平17教委規則21・一部改正)

様式第6号 (第5条関係)

(平27教委規則32・追加、令3教委規則5・一部改正)

様式第7号 (第5条関係)

(平27教委規則32・追加)

様式第8号 (第8条関係)

(平17教委規則21・平18教委規則3・平20教委規則22・平25教委規則8・平27教委規則30・一部改正、平27教委規則32・旧様式第6号繰下・一部改正、平29教委規則22・令3教委規則5・一部改正)

様式第9号 (第12条関係)

(平17教委規則21・追加、平25教委規則8・一部改正、平27教委規則32・旧様式第7号繰下・一部改正、令3教委規則5・一部改正)

様式第10号 (第12条関係)

(平17教委規則21・追加、平27教委規則32・旧様式第8号繰下・一部改正)

様式第11号 (第12条関係)

(平17教委規則21・追加、平27教委規則32・旧様式第9号繰下・一部改正)

議案第44号

静岡市蒲原プール条例施行規則の一部改正について

静岡市蒲原プール条例施行規則の一部を改正する規則を、次のとおり定める。

令和 5年 3月23日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

(観光交流文化局スポーツ振興課)

記

- 1 内 容 新旧対照表のとおり
- 2 提案理由 静岡市蒲原プール条例の一部改正に伴い、規則の一部改正をしようとするものである。

審査議案	第 号	静岡市例規集第2巻3419頁
------	-----	----------------

例規概要説明書（観光交流文化局スポーツ振興課）

1 例規の名称	静岡市蒲原プール条例施行規則
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	静岡市蒲原プール条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
4 施行期日	令和5年4月1日
5 制定改廃の概要	(1) 静岡市蒲原プール条例第4条の削除に伴い、引用条文を変更することとした。(第2条関係) (2) この規則は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則関係)
6 法的な検討事項	
7 関係する法令・条例等	静岡市蒲原プール条例
8 予算措置等 特記事項	

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市蒲原プール条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

赤 堀 文 宣

静岡市蒲原プール条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市蒲原プール条例施行規則（平成18年静岡市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市蒲原プール条例施行規則（平成18年静岡市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用の許可の申請) 第2条 条例 <u>第5条第1項</u> の規定により静岡市蒲原プール（以下「プール」という。）の利用の許可を受けようとする者は、備付けの入場者名簿に所定の事項を記載することにより申請しなければならない。	(利用の許可の申請) 第2条 条例 <u>第4条第1項</u> の規定により静岡市蒲原プール（以下「プール」という。）の利用の許可を受けようとする者は、備付けの入場者名簿に所定の事項を記載することにより申請しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○静岡市蒲原プール条例施行規則

平成18年2月28日

教育委員会規則第5号

改正 平成29年3月31日教委規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市蒲原プール条例（平成18年静岡市条例第182号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により静岡市蒲原プール（以下「プール」という。）の利用の許可を受けようとする者は、備付けの入場者名簿に所定の事項を記載することにより申請しなければならない。

(利用の制限)

第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する者については、プールの利用を許可せず、若しくは停止し、又は利用の許可を取り消すものとする。

- (1) 感染性疾患があると認められる者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 小学校の就学の始期に達していない者で、付添人のいないもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(平29教委規則22・一部改正)

(遵守事項)

第4条 プールの入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (2) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。
- (3) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所で飲食をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、プールの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成29年3月31日教委規則第22号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）
附則第2条第1項に規定する旧教育長が、同項の規定により在職する間は、この規則による改正後の第1条から第34条までに規定する規則（以下「新関係規則」という。）の規定は適用せず、改正前の第1条から第34条までに規定する規則（以下「旧関係規則」という。）の規定はなおその効力を有する。
- 3 新関係規則の規定が適用される前に、旧関係規則の規定によりなされた手続その他の行為で、新関係規則の規定の適用日以降において静岡市教育長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同規定の適用日以降においては、同規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第45号

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月23日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 地方公務員法の一部改正（令和3年法律第63号）に伴い、令和4年9月議会で静岡市教育職員の給与に関する条例及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正を行ったが、連動して所要の改正を行う必要がある。

審査議案	第 号	静岡市例規集 第3巻 5985頁
------	-----	------------------

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 例規の名称	静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	地方公務員法の一部改正（令和3年法律第63号）に伴い、令和4年9月議会で静岡市教育職員の給与に関する条例及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正を行ったが、連動して所要の改正を行う必要がある。
4 施行期日	令和5年4月1日
5 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・再任用職員の定義を改める。 ・60歳超で給料月額が60歳時の7割水準の規定（教育職員給与条例附則第10号）が適用されている職員の手当額は、支給月額の70%とする規定を加える。 ・暫定再任用職員についての経過措置の附則を加える。
6 法的な検討事項	
7 関係する法令・条例等	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡市教育職員の給与に関する条例 ・静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例
8 予算措置等特記事項	

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「している職員をいう」の次に「。以下同じ」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ」に改め、「採用された職員をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第1及び別表第2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(教育職員給与条例附則第10項及び小中学校教育職員等給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の額)

- 2 教育職員給与条例附則第10項及び小中学校教育職員等給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「各号に掲げる額」とあるのは、「各号に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則第3条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則 （手当の月額）</p> <p>第3条 手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務を<u>している職員をいう。</u>）、<u>再任用短時間勤務職員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）<u>で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。</u>）及び任期付短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項又は静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）第4条の規定により<u>採用された職員をいう。</u>_____）については、その額に育児短時間勤務職員等にあつては静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を、<u>再任用短時間勤務職員</u>_____にあつては同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあつては同条第4項</p>	<p>○静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則 （手当の月額）</p> <p>第3条 手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務を<u>している職員をいう。</u>以下同じ。）、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員をいう。</u>以下同じ。_____）及び任期付短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項又は静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）第4条の規定により<u>採用された職員をいう。</u>以下同じ。）については、その額に育児短時間勤務職員等にあつては静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>_____にあつては同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあつては同条第4項の規</p>

の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(1) 小中学校教育職員等給与条例第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第10条第1項に規定する職員のうち、小中学校教育職員等給与条例第4条第1項第1号に規定する小学校中学校教育職給料表の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(再任用職員 であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第1に掲げる額

(2) (略)

附 則

(新設)

__この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(新設)

(新設)

定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(1) 小中学校教育職員等給与条例第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第10条第1項に規定する職員のうち、小中学校教育職員等給与条例第4条第1項第1号に規定する小学校中学校教育職給料表の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(定年前再任用短時間勤務職員 であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第1に掲げる額

(2) (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(教育職員給与条例附則第10項の規定及び小中学校教育職員等給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の額)

2 教育職員給与条例附則第10項及び小中学校教育職員等給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「各号に掲げる額」とあるのは、「各号に掲げる額に100分の70を乗じて得た額、(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

(新設)

(新設)

(新設)

別表第1 (第3条関係)

(平29教委規則14・追加)

小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者

【別記1 参照】

別表第2 (第3条関係)

(平23教委規則8・全改、平27教委規則20・旧別表第1・一部
改正、平29教委規則14・旧別表・一部改正)

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

【別記2 参照】

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則第3条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。

別表第1 (第3条関係)

(平29教委規則14・追加)

小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者

【別記1 参照】

別表第2 (第3条関係)

(平23教委規則8・全改、平27教委規則20・旧別表第1・一部
改正、平29教委規則14・旧別表・一部改正)

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

【別記2 参照】

【別記1】

現行

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1～4	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	5～8	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	9～12	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	13～16	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17～20	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	21～24	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	25～28	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	29～32	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	33～36	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	37～40	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
	41～44	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
	45～48	3,200	3,700	5,600	6,100	8,000
49～52	3,300	3,800	5,700	6,300	8,000	

53~56	3,400	4,100	5,800	6,400	8,000
57~60	3,500	4,300	6,000	6,600	
61~64	3,600	4,500	6,100	6,800	
65~68	3,700	4,800	6,300	6,900	
69~72	3,800	4,900	6,400	7,000	
73~76	3,900	5,100	6,500	7,100	
77~80	4,000	5,300	6,700	7,200	
81~84	4,100	5,400	6,800	7,300	
85~88	4,100	5,500	6,900	7,400	
89~92	4,200	5,600	6,900	7,500	
93~96	4,300	5,800	7,000	7,500	
97~100	4,400	5,900	7,200	7,600	
101~104	4,400	6,100	7,200	7,700	
105~108	4,500	6,200	7,200	7,700	
109~112	4,500	6,300	7,300		
113~116	4,600	6,400			
117~120	4,700	6,500			
121~124	4,700	6,600			
125~128	4,800	6,700			
129~132		6,800			

	133～136		6,900			
	137～140		6,900			
	141～144		6,900			
	145～148		7,100			
	149～152		7,100			
	153～156		7,200			
	157～160		7,300			
	161～164		7,300			
	165		7,400			
<u>再任用職員</u>		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

改正後（案）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
<u>定年前再任用短時間</u>						
<u>勤務職員以外の職員</u>	1～4	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	5～8	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	9～12	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	13～16	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17～20	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400

21~24	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
25~28	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
29~32	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
33~36	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
37~40	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
41~44	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
45~48	3,200	3,700	5,600	6,100	8,000
49~52	3,300	3,800	5,700	6,300	8,000
53~56	3,400	4,100	5,800	6,400	8,000
57~60	3,500	4,300	6,000	6,600	
61~64	3,600	4,500	6,100	6,800	
65~68	3,700	4,800	6,300	6,900	
69~72	3,800	4,900	6,400	7,000	
73~76	3,900	5,100	6,500	7,100	
77~80	4,000	5,300	6,700	7,200	
81~84	4,100	5,400	6,800	7,300	
85~88	4,100	5,500	6,900	7,400	
89~92	4,200	5,600	6,900	7,500	
93~96	4,300	5,800	7,000	7,500	
97~100	4,400	5,900	7,200	7,600	

	101～104	4,400	6,100	7,200	7,700	
	105～108	4,500	6,200	7,200	7,700	
	109～112	4,500	6,300	7,300		
	113～116	4,600	6,400			
	117～120	4,700	6,500			
	121～124	4,700	6,600			
	125～128	4,800	6,700			
	129～132		6,800			
	133～136		6,900			
	137～140		6,900			
	141～144		6,900			
	145～148		7,100			
	149～152		7,100			
	153～156		7,200			
	157～160		7,300			
	161～164		7,300			
	165		7,400			
定年前再任用短時間		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400
勤務職員						

【別記2】

現行

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1～4	2,000	2,500	5,100	6,800
	5～8	2,000	2,600	5,200	6,900
	9～12	2,100	2,800	5,400	7,100
	13～16	2,200	2,900	5,500	7,200
	17～20	2,300	3,000	5,700	7,400
	21～24	2,400	3,200	5,900	7,500
	25～28	2,600	3,300	6,000	7,600
	29～32	2,700	3,500	6,100	7,700
	33～36	2,800	3,700	6,300	7,900
	37～40	2,900	3,800	6,400	8,000
	41～44	3,100	4,100	6,600	8,000
	45～48	3,200	4,300	6,800	8,000
	49～52	3,300	4,500	6,900	8,000
	53～56	3,400	4,800	7,000	8,000

57~60	3,500	4,900	7,100
61~64	3,600	5,100	7,200
65~68	3,700	5,300	7,300
69~72	3,800	5,400	7,400
73~76	3,900	5,500	7,500
77~80	4,000	5,600	7,500
81~84	4,100	5,800	7,600
85~88	4,100	5,900	7,700
89~92	4,200	6,100	
93~96	4,300	6,200	
97~100	4,400	6,300	
101~104	4,400	6,400	
105~108	4,500	6,500	
109~112	4,500	6,600	
113~116	4,600	6,700	
117~120	4,700	6,800	
121~124	4,700	6,900	
125~128	4,800	6,900	
129~132	4,900	6,900	
133~136	4,900	7,100	

	137～140	4,900	7,100		
	141～144	5,000	7,200		
	145～148	5,100	7,300		
	149～152	5,100	7,300		
	153～156	5,100	7,400		
	157	5,200			
<u>再任用職員</u>		3,200	3,800	5,100	6,400

改正後（案）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 以外の職員		円	円	円	円
	1～4	2,000	2,500	5,100	6,800
	5～8	2,000	2,600	5,200	6,900
	9～12	2,100	2,800	5,400	7,100
	13～16	2,200	2,900	5,500	7,200
	17～20	2,300	3,000	5,700	7,400
	21～24	2,400	3,200	5,900	7,500
	25～28	2,600	3,300	6,000	7,600
	29～32	2,700	3,500	6,100	7,700

33~36	2,800	3,700	6,300	7,900
37~40	2,900	3,800	6,400	8,000
41~44	3,100	4,100	6,600	8,000
45~48	3,200	4,300	6,800	8,000
49~52	3,300	4,500	6,900	8,000
53~56	3,400	4,800	7,000	8,000
57~60	3,500	4,900	7,100	
61~64	3,600	5,100	7,200	
65~68	3,700	5,300	7,300	
69~72	3,800	5,400	7,400	
73~76	3,900	5,500	7,500	
77~80	4,000	5,600	7,500	
81~84	4,100	5,800	7,600	
85~88	4,100	5,900	7,700	
89~92	4,200	6,100		
93~96	4,300	6,200		
97~100	4,400	6,300		
101~104	4,400	6,400		
105~108	4,500	6,500		
109~112	4,500	6,600		

	113～116	4,600	6,700		
	117～120	4,700	6,800		
	121～124	4,700	6,900		
	125～128	4,800	6,900		
	129～132	4,900	6,900		
	133～136	4,900	7,100		
	137～140	4,900	7,100		
	141～144	5,000	7,200		
	145～148	5,100	7,300		
	149～152	5,100	7,300		
	153～156	5,100	7,400		
	157	5,200			
定年前再任用短時間勤		3,200	3,800	5,100	6,400
務職員					

議案第46号

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部改正について

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月23日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 地方公務員法の一部改正（令和3年法律第63号）に伴い、令和4年9月議会で静岡市教育職員の給与に関する条例及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正を行ったが、連動して所要の改正を行う必要がある。

審査議案	第 号	静岡市例規集 第3巻 6033頁
------	-----	------------------

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 例規の名称	静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	・地方公務員法の一部改正（令和3年法律第63号）に伴い、令和4年9月議会で静岡市教育職員の給与に関する条例及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正を行ったが、連動して所要の改正を行う必要がある。
4 施行期日	令和5年4月1日
5 制定改廃の概要	・再任用職員の定義を改める。 ・教職調整額の端数計算に関して暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなす経過措置の附則を加える。
6 法的な検討事項	
7 関係する法令・条例等	・静岡市教育職員の給与に関する条例 ・静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例
8 予算措置等特記事項	

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部を改正する規則
静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「もの」を「職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則第3条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則</p> <p>（短時間勤務職員の教職調整額の端数計算）</p> <p>第3条 育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員をいう。）、<u>再任用短時間勤務職員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）及び任期付短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員をいう。）について、条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>○静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則</p> <p>（短時間勤務職員の教職調整額の端数計算）</p> <p>第3条 育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員をいう。）、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項_____に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員をいう。）について、条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p>

(新設)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則第3条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

議案第47号

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月23日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 地方公務員法の一部改正（令和3年法律第63号）に伴い、令和4年9月議会で静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正を行ったが、連動して所要の改正を行う必要がある。

審査議案	第 号	静岡市例規集 第3巻 5978頁
------	-----	------------------

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 例規の名称	静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	地方公務員法の一部改正（令和3年法律第63号）に伴い、令和4年9月議会で静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正を行ったが、連動して所要の改正を行う必要がある。
4 施行期日	令和5年4月1日
5 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・再任用職員の定義を改める。 ・管理職手当、管理職員特別勤務手当について、60歳超で給料月額が60歳時の7割水準の規定（教育職員給与条例附則第10号）が適用されている職員の手当額は、給料月額の7割措置が適用されない職員の手当額の70%とする規定を加える。 ・暫定再任用職員についての経過措置の附則を加える。
6 法的な検討事項	
7 関係する法令・条例等	・静岡市教育職員の給与に関する条例
8 予算措置等特記事項	

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「再任用職員のうち育児短時間勤務職員等にあつてはその者の管理職手当の額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあつてはその者の管理職手当の額」を「定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の額は、その者に適用させる給料表及び職務の級に応じ、別表第2に定める支給月額（支給月額が2以上掲げられているときは、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮して、いずれか静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する額）」に改め、「それぞれ」を削り、同項を同条第3項とする。

第3条から第5条までの規定中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第3中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の2項を加える。

（条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の手当の額）

5 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「支給月額」とあるのは、「支給月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

6 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、当分の間、第4条第1項及び第5条第1項中「次のとおり」とあるのは、「当該各号に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第2条の規定の適用については、同条第1項中「別表第1」とあるのは、「別表第2」とする。

3 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、新規則第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則の規定を適用する。

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第28号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則</p> <p>（管理職手当の支給範囲及び額）</p> <p>第2条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員の管理職手当の支給範囲及び額は、その者の職名に応じ、別表第1に定める支給月額とする。</p> <p>2 再任用職員以外の職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下これらを「育児短時間勤務職員等」という。）にあってはその者の管理職手当の額に静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項又は静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により採用された職員</p>	<p>○静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則</p> <p>（管理職手当の支給範囲及び額）</p> <p>第2条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の管理職手当の支給範囲及び額は、その者の職名に応じ、別表第1に定める支給月額とする。</p> <p>2 定年前提任用短時間勤務職員以外の職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下これらを「育児短時間勤務職員等」という。）にあってはその者の管理職手当の額に静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項又は静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により採用された職員</p>

(以下「任期付短時間勤務職員」という。)にあってはその者の管理職手当の額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 再任用職員の管理職手当の額は、その者に適用させる給料表及び職務の級に応じ、別表第2に定める支給月額 _____ とする。この場合において、別表第2の職務の級に対応する支給月額 _____ が2以上掲げられているときは、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮し、そのうちのいずれかを教育委員会が指定する。

4 再任用職員のうち育児短時間勤務職員等にあってはその者の管理職手当の額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)にあってはその者の管理職手当の額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(平19教委規則14・全改、平20教委規則9・平22教委規則11・一部改正、平29教委規則13・旧第3条繰上・一部改正)

(管理職手当の支給月額等の特例)

(以下「任期付短時間勤務職員」という。)にあってはその者の管理職手当の額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 削除

3 定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の額は、その者に適用させる給料表及び職務の級に応じ、別表第2に定める支給月額(支給月額が2以上掲げられているときは、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮して、いずれか静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定する額) _____ に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を _____ 乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(平19教委規則14・全改、平20教委規則9・平22教委規則11・一部改正、平29教委規則13・旧第3条繰上・一部改正)

(管理職手当の支給月額等の特例)

第3条 教育委員会は、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮し、特に必要があると認めるときは、前条第1項若しくは第3項の規定によりその者に適用される別表第1若しくは別表第2に定める支給月額又は前条第2項若しくは前条第4項により算出された育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員若しくは再任用短時間勤務職員の管理職手当の額にその額に100分の30を乗じて得た額を超えない範囲で教育委員会が定める額を加算することができる。

(平19教委規則14・追加、平20教委規則9・一部改正、平29教委規則13・旧第4条繰上・一部改正)

(管理職員特別勤務手当の額)

第4条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、管理職手当が支給される者のうち育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員又は再任用短時間勤務職員に係る前項の規定の適用にあつては、同項中「掲げる管理職手当の額を支給される者(以下「管理職手当受給者」という。)」とあるのは「おいてその職に応じて定める管理職手当の額」と、「の管理職手当受給者」とあるのは「の管理職手当」と読み替えるものとする。

第5条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、管理職手当が支給される者のうち育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員又は再任用短時間勤務職員に係る前項の規定の適用にあつては、同項中「掲げる管理職手当受給者」とあるのは「おいてその職に応じて定める管理職手当の額」

第3条 教育委員会は、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮し、特に必要があると認めるときは、前条第1項若しくは第3項の規定によりその者に適用される別表第1若しくは別表第2に定める支給月額又は前条第2項若しくは前条第4項により算出された育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員若しくは定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の額にその額に100分の30を乗じて得た額を超えない範囲で教育委員会が定める額を加算することができる。

(平19教委規則14・追加、平20教委規則9・一部改正、平29教委規則13・旧第4条繰上・一部改正)

(管理職員特別勤務手当の額)

第4条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、管理職手当が支給される者のうち育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員又は定年前再任用短時間勤務職員に係る前項の規定の適用にあつては、同項中「掲げる管理職手当の額を支給される者(以下「管理職手当受給者」という。)」とあるのは「おいてその職に応じて定める管理職手当の額」と、「の管理職手当受給者」とあるのは「の管理職手当」と読み替えるものとする。

第5条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、管理職手当が支給される者のうち育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員又は定年前再任用短時間勤務職員に係る前項の規定の適用にあつては、同項中「掲げる管理職手当受給者」とあるのは「おいてその職に応じて定める管理職手当の額」

と、「の管理職手当受給者」とあるのは「の管理職手当」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 (略)

(55歳を超える職員の管理職手当の額)

2 (略)

3 (略)

(55歳を超える職員の管理職員特別勤務手当の額)

4 (略)

5 (新設)

6 (新設)

と、「の管理職手当受給者」とあるのは「の管理職手当」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 (略)

(55歳を超える職員の管理職手当の額)

2 (略)

3 (略)

(55歳を超える職員の管理職員特別勤務手当の額)

4 (略)

(条例附則第10号の規定の適用を受ける職員の手当の額)

5 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「支給月額」とあるのは、「支給月額に100分の70を乗じて得た額、(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

6 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、当分の間、第4条第1項及び第5条第1項中「次のとおり」とあるのは、「当該各号に定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100

<p>(新設)</p>	<p><u>円に切り上げた額) 」とする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第2条の規定の適用については、同条第1項中「別表第1」とあるのは、「別表第2」とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、新規則第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則の規定を適用する。</u></p>
<p>別表第1 (略)</p>	<p>別表第1 (略)</p>
<p>【別記1 参照】</p>	<p>【別記1 参照】</p>
<p>別表第2 (略)</p>	<p>別表第2 (略)</p>
<p>【別記2 参照】</p>	<p>【別記2 参照】</p>
<p><u>別表第3 (第7条関係)</u></p>	<p><u>別表第3 (第7条関係)</u></p>
<p><u>【別記3 参照】</u></p>	<p><u>【別記3 参照】</u></p>
<p>備考 (略)</p>	<p>備考 (略)</p>

【別記3】

現行

区分	職員	加算割合
	高等学校等教育職給料表	
職の職制上の段階等による職員の区分	4級の職務にある者のうち教育委員会事務局の局長、局次長、理事又は参与の職にある者及び教育委員会が指定する者（ <u>再任用職員</u> を除く。）	100分の20
	4級の職務にある者（教育委員会事務局の局長、局次長、理事又は参与の職にある者及び教育委員会が指定する者（ <u>再任用職員</u> を除く。）を除く。）及び3級の職務にある者のうち副校長の職にある者（ <u>再任用職員</u> を除く。）	100分の15
	3級の職務にある者（副校長の職にある者（ <u>再任用職員</u> を除く。）を除く。）及び2級の職務にある者のうち大学卒経験年数24年以上の者（ <u>再任用職員</u> を除く。）	100分の10
	2級の職務にある者のうち大学卒経験年数8年以上24年未満の者（ <u>再任用職員</u> を除く。）及び再任用職員のうち2級の職務にある者	100分の5

改正後（案）

区分	職員	加算割合
	高等学校等教育職給料表	
職の職制上の段階等による職員の区分	4級の職務にある者のうち教育委員会事務局の局長、局次長、理事又は参与の職にある者及び教育委員会が指定する者（定年前提任用短時間勤務職員を除く。）	100分の20
	4級の職務にある者（教育委員会事務局の局長、局次長、理事又は参与の職にある者及び教育委員会が指定する者（定年前提任用短時間勤務職員を除く。）を除く。）及び3級の職務にある者のうち副校長の職にある者（定年前提任用短時間勤務職員を除く。）	100分の15
	3級の職務にある者（副校長の職にある者（定年前提任用短時間勤務職員を除く。）を除く。）及び2級の職務にある者のうち大学卒経験年数24年以上の者（定年前提任用短時間勤務職員を除く。）	100分の10
	2級の職務にある者のうち大学卒経験年数8年以上24年未満の者（定年前提任用短時間勤務職員を除く。）及び定年前提任用短時間勤務職員のうち2級の職務にある者	100分の5

議案第48号

静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月23日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和4年度から定時制課程が閉課程されたことにより、「兼務手当」がなくなったため、別表（第5条関係）を改正する必要がある。また別表内の誤記載を訂正する必要がある。

審査議案	第 号	静岡市例規集 第3巻 5990頁
------	-----	------------------

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 例規の名称	静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	令和4年度から定時制課程が閉課程されたことにより、「兼務手当」がなくなったため、別表（第5条関係）を改正する必要がある。また別表内の誤記載を訂正する。
4 施行期日	令和5年4月1日
5 制定改廃の概要	別表内「兼務手当」の欄を削除する等、別表の改正を行う。
6 法的な検討事項	
7 関係する法令・条例等	静岡市教育職員の給与に関する条例
8 予算措置等特記事項	

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「及び第7項」を削る。

別表中

「

		7時間45分未満	360/510	
条例第8条第2項第3号に掲げる業務	5,100円	7時間45分以上	100/100	を
		4時間未満	20/36	
条例第8条第2項第4号に掲げる業務	3,600円	4時間以上	100/100	

」

「

条例第8条第2項第3号に掲げる業務	5,100円	7時間45分未満	360/510	に、
		7時間45分以上	100/100	
条例第8条第2項第4号に掲げる業務	3,600円	4時間未満	20/36	
		4時間以上	100/100	

」

「

教育業務連絡指導手当	200円			を
兼務手当	2,000円			

」

「

教育業務連絡指導手当	200円		
------------	------	--	--

」

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第36号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">○静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則</p> <p style="text-align: center;">（特殊勤務手当の額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 条例第8条第5項及び第7項の教育委員会規則で定める額は、別表に定める支給額とする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>別表（第5条関係）</u></p> <p><u>【別記 参照】</u></p>	<p style="text-align: center;">○静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則</p> <p style="text-align: center;">（特殊勤務手当の額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 条例第8条第5項_____の教育委員会規則で定める額は、別表に定める支給額とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>別表（第5条関係）</u></p> <p><u>【別記 参照】</u></p>

【別記】

現行

種類		支給額	従事時間	調整率
特殊業務手当	条例第8条第2項第1号アに掲げる業務	8,000円（被害が特に甚大な非常災害（教育委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）	7時間45分未満	50/100
			7時間45分以上	100/100

条例第8条第2項第1号イに掲げる業務	7,500円	7時間45分未満	50/100
		7時間45分以上	100/100
条例第8条第2項第1号ウに掲げる業務	7,500円	4時間未満	25/100
		4時間以上7時間45分未満	50/100
		7時間45分以上	100/100
条例第8条第2項第2号に掲げる業務	5,100円	7時間45分未満	50/100
		7時間45分以上	100/100
		7時間45分未満	360/510
条例第8条第2項第3号に掲げる業務	5,100円	7時間45分以上	100/100
		4時間未満	20/36
条例第8条第2項第4号に掲げる業務	3,600円	4時間以上	100/100
条例第8条第2項第5号に掲げる業務	900円	7時間45分未満	50/100
		7時間45分以上	100/100
教育業務連絡指導手当	200円		
兼務手当	2,000円		

改正後

種類	支給額	従事時間	調整率
特殊業務手当	条例第8条第2項第1号アに掲げる業務 8,000円（被害が特に甚大な非常災害（教育委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）	7時間45分未満	50/100
		7時間45分以上	100/100
	条例第8条第2項第1号イに掲げる業務 7,500円	7時間45分未満	50/100
		7時間45分以上	100/100
	条例第8条第2項第1号ウに掲げる業務 7,500円	4時間未満	25/100
		4時間以上7時間45分未満	50/100
		7時間45分以上	100/100
	条例第8条第2項第2号に掲げる業務 5,100円	7時間45分未満	50/100
		7時間45分以上	100/100
	条例第8条第2項第3号に掲げる業務 5,100円	7時間45分未満	360/510
		7時間45分以上	100/100
	条例第8条第2項第4号に掲げる業務 3,600円	4時間未満	20/36
		4時間以上	100/100

	条例第8条第2項第5号に掲げる業務	900円	7時間45分未満	50/100
			7時間45分以上	100/100
教育業務連絡指導手当		200円		

静岡市立高等学校学則の一部改正について

静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月23日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 民法の成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、静岡市立高等学校学則のうち、保護者の連署が必要とされる手続について所要の改正をするものである。

審査議案	第 号	静岡市例規集 3巻 6073頁
------	-----	-----------------

例規概要説明書（教育局教育総務課）

1 例規の名称	静岡市立高等学校学則（平成19年静岡市教育委員会規則第4号）
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	<p>民法の定める成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が令和4年4月1日から施行された。</p> <p>民法の成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、静岡市立高等学校学則のうち、保護者（入学志願者が未成年である場合にあっては親権者又は後見人をいい、入学志願者が成年に達している場合又は特別の理由がある場合にあっては保証人（成年に達し、独立の生計を営むものに限る。）をいう。以下同じ）の連署が必要とされる手続について所要の改正を行う。</p>
4 施行期日	令和5年4月1日
5 制定改廃の概要	保護者の連署が必要とされる手続について、成年に達している者が行う場合においては、特別な事情がある場合を除き、連署は要しないものとする。
6 法的な検討事項	<p>民法では、成年は「一人で有効な契約をすることができる年齢、親権に服さない年齢」とされていることから、本規則に定める手続きにおいても、保護者の連署を必要としなくとも有効な手続きが可能になると考える。</p> <p>一方で、連署の取扱いについては、自治体により異なっており、在学期間中における父母等の理解や協力については、法施行後もその重要性に変わりはないため、連署を残すという市も見受けられる。</p> <p>本市では、保護者の理解と協力については今後も不可欠と考えるが、これまで通り退学等の手続きについては、保護者と生徒とで十分に話し合い、学校とも相談するよう各高校から通知等を発出することにより、父母等との連絡は十分に図ることができるため、書面上は連署がなくとも運用には支障がないと判断した。</p> <p>よって、成年に達している者が行う手続きについては、保護者の連署を不要とする。</p>
7 関係する法令・条例等	

審査議案	第 号	静岡市例規集 3巻 6073頁
------	-----	-----------------

8 予算措置等 特記事項	
-----------------	--

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則

静岡市立高等学校学則（平成19年静岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第43条」を「一第43条」に改める。

第42条の次に次の1条を加える。

（成年に達している場合の特例）

第42条の2 この規則の規定により保護者との連署を要する手続を成年に達している者がする場合にあつては、当該規定にかかわらず、教育長が特に必要があると認めるときを除き、保護者の署名は要しないものとする。

様式第1号中「保護者と連署して」を「次のとおり」に改める。

様式第2号、様式第4号及び様式第5号中「保護者と連署の上」を「許可されるよう」に改める。

様式第10号中「保護者との連署の上」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則

静岡市立高等学校学則（平成19年静岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(新規)</u></p> <p><u>様式第1号（第14条関係） 別記1（改正前）の</u> <u>とおり</u></p> <p><u>様式第2号（第17条関係） 別記2（改正前）の</u> <u>とおり</u></p> <p><u>様式第4号（第18条関係） 別記3（改正前）の</u> <u>とおり</u></p> <p><u>様式第5号（第20条関係） 別記4（改正前）の</u> <u>とおり</u></p> <p><u>様式第10号（第25条関係） 別記5（改正前）の</u> <u>とおり</u></p>	<p><u>（成年に達している場合の特例）</u></p> <p><u>第42条の2 この規則の規定により保護者との</u> <u>連署を要する手続を成年に達している者がす</u> <u>る場合にあつては、当該規定にかかわらず、教</u> <u>育長が特に必要があると認めるときを除き、</u> <u>保護者の署名は要しないものとする。</u></p> <p><u>様式第1号（第14条関係） 別記1（改正後）の</u> <u>とおり</u></p> <p><u>様式第2号（第17条関係） 別記2（改正後）の</u> <u>とおり</u></p> <p><u>様式第4号（第18条関係） 別記3（改正後）の</u> <u>とおり</u></p> <p><u>様式第5号（第20条関係） 別記4（改正後）の</u> <u>とおり</u></p> <p><u>様式第10号（第25条関係） 別記5（改正後）の</u> <u>とおり</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第14条関係)

入学願書

年 月 日

(宛先)静岡市立

学校長

私は貴校に入学したいので、保護者と連署して志願します。

受付番号	※			選抜の種類		※1
志望学科	第1志望	第2志望	学校裁量枠 (希望者)	部活動名	ポジション等	※2
志願者	(ふりがな) 氏名					
	生年月日	年 月 日生				
	現住所					
	入学後の 予定住所					
保護者	(ふりがな) 氏名			志願者との 続柄		
	現住所					
連絡先電話番号						
志願者の学歴及び職歴	学校名	年月日		入学 卒業 その他		
	小学校第6学年			卒業		
	中学校第1学年			入学		
	中学校第3学年			卒業見込・卒業		

(注)

- 「受付番号」(※)の欄は記入しないでください。
- 「選抜の種類」の欄には、一般選抜の場合は「一般」、海外帰国生徒選抜の場合は「海外」と記入してください。
- 「※1」、「※2」の欄は、各高等学校の指示がある場合のみ記入してください。
- 「志望学科」の欄には、学科名を記入してください。第2志望がない場合には、「第2志望」の欄に斜線を引いてください。
- 「学校裁量枠」の欄は、学校裁量枠の希望者を対象とする選抜段階「I」に志願する場合のみ記入し、希望者を対象とする選抜段階を志願しない場合は斜線を引いてください。このとき、「部活

動名」の欄は、審査項目における種目名を必ず記入し、「ポジション等」の欄は、ポジション、専門種目、楽器名等がある場合のみ記入してください。

- 6 「志願者 入学後の予定住所」の欄は、現住所と異なる場合のみ記入してください。
- 7 「保護者 現住所」の欄は、志願者の現住所と異なる場合のみ記入してください。
- 8 「連絡先電話番号」の欄は、志願者又は保護者の連絡先電話番号を記入してください。
- 9 中学校第1学年入学以降に転入学又は編入学をした者は、「志願者の学歴及び職歴」の欄の第4行以降に必要な事項を記入してください。

様式第1号 (第14条関係)

入学願書

年 月 日

(宛先) 静岡市立 学校長

私は貴校に入学したいので、次のとおり志願します。

受付番号	※			選抜の種類		※1
志望学科	第1志望	第2志望	学校裁量枠 (希望者)	部活動名	ポジション等	※2
志願者	(ふりがな) 氏名					
	生年月日	年 月 日生				
	現住所					
	入学後の 予定住所					
保護者	(ふりがな) 氏名				志願者との 続柄	
	現住所					
連絡先電話番号						
志願者の 学歴及び 職歴	学校名	年月日		入学 卒業 その他		
	小学校第6学年			卒業		
	中学校第1学年			入学		
	中学校第3学年			卒業見込・卒業		

(注)

- 「受付番号」(※)の欄は記入しないでください。
- 「選抜の種類」の欄には、一般選抜の場合は「一般」、海外帰国生徒選抜の場合は「海外」と記入してください。
- 「※1」、「※2」の欄は、各高等学校の指示がある場合のみ記入してください。
- 「志望学科」の欄には、学科名を記入してください。第2志望がない場合には、「第2志望」の欄に斜線を引いてください。
- 「学校裁量枠」の欄は、学校裁量枠の希望者を対象とする選抜段階「I」に志願する場合のみ記入し、希望者を対象とする選抜段階を志願しない場合は斜線を引いてください。このとき、「部活動名」の欄は、審査項目における種目名を必ず記入し、「ポジション等」の欄は、ポジション、

専門種目、楽器名等がある場合のみ記入してください。

- 6 「志願者 入学後の予定住所」の欄は、現住所と異なる場合のみ記入してください。
- 7 「保護者 現住所」の欄は、志願者の現住所と異なる場合のみ記入してください。
- 8 「連絡先電話番号」の欄は、志願者又は保護者の連絡先電話番号を記入してください。
- 9 中学校第1学年入学以降に転入学又は編入学をした者は、「志願者の学歴及び職歴」の欄の第4行以降に必要な事項を記入してください。

様式第2号(第17条関係)

編入学願出書

年 月 日

(宛先)静岡市立 学校長

私は貴校に編入学したいので、保護者と連署の上お願いします。

受付番号	※	学科	
志願者	(ふりがな) 氏 名	年 月 日生	
	現住所		
	入学後の 予定住所		
保護者	氏 名	志願者との 続柄	
	現住所		
志願者の 学歴及び 職歴	学 校 名	年 月 日	入学 卒業 その他
	小学校第6学年		卒業
	中学校第1学年		入学
	中学校第3学年		卒業

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号 (第17条関係)

編 入 学 願 出 書

年 月 日

(宛先) 静岡市立 学校長

私は貴校に編入学したいので、許可されるようお願いいたします。

受付番号		※	学科	
志願者	(ふりがな) 氏 名	年 月 日生		
	現 住 所			
	入 学 後 の 予 定 住 所			
保護者	氏 名		志願者との 続 柄	
	現 住 所			
志願者の 学歴及び 職歴	学 校 名	年 月 日	入 学 卒 業 その他	
	小学校第6学年		卒業	
	中学校第1学年		入学	
	中学校第3学年		卒業	

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

様式第4号(第18条関係)

転入学願出書

年 月 日

(宛先)静岡市立 学校長

私は貴校に転入学したいので、保護者と連署の上お願いします。

受付番号	※	学科	
志願者	(ふりがな) 氏 名	年 月 日生	
	現 住 所		
	入 学 後 の 予 定 住 所		
保護者	氏 名	志願者との 続 柄	
	現 住 所		
理由(具体的に書くこと。)			
※ 転学前の校長意見			
※許可年月日		年 月 日	

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

様式第4号 (第18条関係)

転入学願出書

年 月 日

(宛先) 静岡市立 学校長

私は貴校に転入学したいので、許可されるようお願いいたします。

受付番号	※	学科	
志願者	(ふりがな) 氏 名	年 月 日生	
	現住所		
	入学後の 予定住所		
保護者	氏 名	志願者との 続柄	
	現住所		
理由 (具体的に書くこと。)			
※ 転学前の校長意見			
※許可年月日		年 月 日	

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

様式第5号(第20条関係)

転科願出書

年 月 日

(宛先) 静岡市立 学校長

科
第 学年
氏 名
保護者住所
氏 名

次のとおり転科したいので、保護者と連署の上お願いします。

希 望 学 科	
理 由	
※ 許 可 年 月 日	年 月 日

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

様式第5号 (第20条関係)

転科願出書

年 月 日

(宛先) 静岡市立 学校長

科
第 学年
氏 名
保護者住所
氏 名

次のとおり転科したいので、許可されるようお願いいたします。

希 望 学 科	
理 由	
※ 許 可 年 月 日	年 月 日

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

様式第10号(第25条関係)

誓約書

年 月 日

(宛先)静岡市立 学校長

生徒氏名

保護者氏名

私は静岡市立 学校の教育方針に従い、校則を固く守り、学業に励み、生徒としての本分を尽くすことを保護者と連署の上誓います。

様式第10号 (第25条関係)

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 静岡市立 学校長

生徒氏名

保護者氏名

私は静岡市立 学校の教育方針に従い、校則を固く守り、学業に励み、生徒として
の本分を尽くすことを誓います。

議案第50号

静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部改正について

静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月23日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 地方公務員法の規定に基づき、職員の高齢者部分休業制度を導入するため、所要の改正を行うものである。

【地方公務員法 ※抜粋】

(高齢者部分休業)

第二十六条の三 任命権者は、高年齢として条例で定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が当該条例で定める年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(第二十八条の二第一項に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(次項において「高齢者部分休業」という。)を承認することができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、高齢者部分休業について準用する。

静岡市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

1 趣旨

定年年齢の引き上げに伴い、職員の加齢による諸事情への対応や地域貢献等、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の一つとして、職員の高齢者部分休業に関して必要な事項を定めた条例を制定する。令和5年4月1日施行とする。

2 概要（案）

①制度の概要	任命権者は、職員が申請した場合において、60歳に達する日後の最初の4月1日以降定年退職日までの間において、高齢者部分休業を取得することができる。
②休業の承認要件	公務の運営に支障がないと認めるとき。
③休業の取得期間	60歳に達する日後の最初の4月1日以降定年退職日までの間
④休業の取得時間	一般職員の正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日2時間を超えない範囲内
⑤休業の取得単位	30分単位
⑥休業の取消・短縮事由	次に該当する場合は、高齢者部分休業を取消・短縮することができる。 ・高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。
⑦休業時間の延長	次に該当する場合は、休業時間を延長することができる。 ・既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるとき。
⑧給与の扱い	休業している期間は、勤務しない時間について減額して給与を支給 ※減額対象は、給料月額に加え、高齢者部分休業が職員の意思により休業を取得する性質のものであることから、各種手当等も減額して支給する。 【退職手当】 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算に関しては、定年退職前に先行的に休業を取得するという制度趣旨に鑑み、部分休業取得期間の2分の1を勤続期間から除算する。 【期末手当】 部分休業取得期間の2分の1を勤続期間から除算する。 【勤勉手当】 部分休業取得期間の全期間を勤続期間から除算する。
⑨特殊な職の扱い	病院、こども園、消防、教育現場も対象。※公務の運営に支障がない場合。
施行日	令和5年4月1日
根拠法令	地方公務員法第26条の3（H19.5.16改正、H19.8.1施行）

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会
教育長

静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会事務局事務専決規則（平成15年静岡市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表2個別専決事項教育総務課に関する事項の表及び教職員課に関する事項の表中「部分休業」の次に「並びに高齢者部分休業」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教職員課に関する事項

現行

専決事項	専決者	局次長	課長
1～4 【略】 5 学校職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業 _____ に関する こと。 6～20 【略】			○

改正後（案）

専決事項	専決者	局次長	課長
1～4 【略】 5 学校職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業 <u>並びに高齢者部分休業</u> に関する こと。 6～20 【略】			○

報告第12号

令和5年度静岡市立の高等学校における入学者選抜の結果について

令和5年度静岡市立の高等学校入学者選抜の結果について、次のとおり報告する。

令和5年3月23日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 報告理由 令和5年度静岡市立の高等学校の入学者選抜については、「静岡市立の高等学校入学者選抜実施要領」に基づき実施したので、その結果について報告する。

1 日程

選抜の種類	募集期間	検査日程	合格発表
一般選抜	2月15日～17日正午まで	3月2日	3月14日
特別選抜	志願変更：2月22日～24日正午まで	3月3日	
再募集	3月16日～17日午後4時まで	3月22日	3月24日

一般選抜

学校裁量枠 各学校独自の選抜方法により合格者を決定。

共通枠 調査書・面接・学力検査の3つの選抜資料を用い、3段階の選抜手順により合格者を決定。

特別選抜

静岡市立高等学校及び清水桜が丘高等学校の普通科では、特別選抜として海外帰国生徒選抜を実施。

海外帰国生徒選抜は次の①、②の両方に該当する生徒を対象とする。

- ① 日本国籍を有し、継続して1年を超える期間、保護者と共に海外に居住していたか、又は居住している者
- ② 令和2年4月以降に帰国したか、又は令和5年3月までに帰国を予定している者

再募集

一般選抜及び特別選抜の結果、合格者数が募集定員に満たない場合は実施する。

2 募集定員

《全日制の課程》

学校名	学科名	学級数	募集定員
静岡市立高等学校	普通科	7	280人
	科学探究科	1	40人
清水桜が丘高等学校	普通科	3	120人
	商業科	3	120人

3 学校裁量枠

学校名	科名	段階	選抜において重視する観点	選抜割合	選抜対象	選抜方法の概要
			審査項目			
静岡市立 高等学校	普通	I	体育的活動	8% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計及び学力検査の結果が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。
			野球(男)、テニス、陸上競技、剣道、バレーボール(男)、バスケットボール(男)、サッカー(男)、体操における実績、適性、活動意欲			
	科学探究	I	学科への適性	10% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計及び学力検査の結果が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録・特記事項及び作文の結果に優れた者を合格者とする。
			中学校における科学的・学術的な活動実績(課題研究等)及び科学的・学術的な見方に対する関心、活動意欲			
静岡市立 清水桜が丘 高等学校	普通	I	文化的・体育的活動	15% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。
			野球(男)、サッカー(男)、陸上競技、ハンドボール、バレーボール、吹奏楽における実績、適性、活動意欲			
		II	中学校における学習	30% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。
			9教科の学習成績			
	商業	I	文化的・体育的活動	35% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。
			野球(男)、サッカー(男)、陸上競技、ハンドボール、バレーボール、吹奏楽における実績、適性、活動意欲			
	II	中学校における学習	15% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	
		9教科の学習成績				

4 令和5年度静岡市立の高等学校入学者選抜の結果一覧

(1) 一般選抜・特別選抜(海外帰国生徒選抜)

学校名	学科	募集定員	志願者数	志願倍率	選抜段階等	選抜割合	定員	受検者数	合格者数	総合合格者数
静岡市立高等学校	普通	280	361	1.29	海外帰国生徒		若干名	1	1	287 男152 女135
					学校裁量枠	8%	23	51	25	
				昨年(1.22)	共通枠				261	
	科学探究	40	37	0.93	学校裁量枠	10%	4	12	2	38 男19 女19
昨年(1.35)					共通枠				36	
清水桜が丘高等学校	普通	120	148	1.23	海外帰国生徒		若干名	0	0	123 男52 女71
					学校裁量枠Ⅰ	15%	18	24	18	
				学校裁量枠Ⅱ	30%	36	110	40		
				昨年(1.08)	共通枠				65	
	商業	120	132	1.10	学校裁量枠Ⅰ	35%	42	51	42	123 男67 女56
					学校裁量枠Ⅱ	15%	18	70	19	
昨年(0.86)				共通枠				62		

※県内公立高等学校全日制の平均志願倍率は1.04倍（令和4年度1.02倍）

(2) 再募集（3/16-17 願書受付、3/22 面接等の実施、3/24 合格発表）

学校名	学科	募集定員	志願者数	志願倍率	選抜段階等	選抜割合	定員	受検者数	合格者数
静岡市立高等学校	科探	2	0						

その他③

第3次静岡市生涯学習推進大綱の策定について

第3次静岡市生涯学習推進大綱（計画期間：令和5年度～令和12年度）が令和5年1月に策定されたため、報告します。

わたしの
知りたいこと!



わたしの
役に立つこと!



学んで良くする

「わたし」の暮らし・仕事・住んでいるまち

わたしごとを アップデート!

わたしの
仕事!



わたしの
好きなこと!

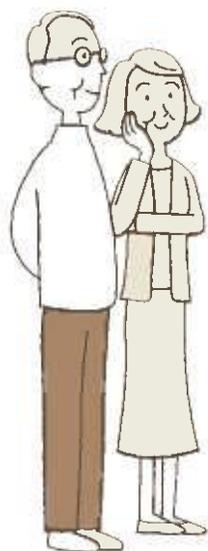


第3次静岡市生涯学習推進大綱

2023 ▶ 2030

目次

はじめに	1
Ⅰ. 生涯学習ってなんだろう	1
Ⅱ. 大綱の構成	2
Ⅲ. 大綱のキャッチコピー	3
第1章 大綱策定にあたって	4
Ⅰ. 策定までの経緯	4
Ⅱ. 生涯学習の現状と課題	5
第2章 基本構想	9
Ⅰ. 将来像と8年後の目指す姿	9
Ⅱ. 生涯学習推進の基本的な指針・学びのサイクル	11
Ⅲ. 生涯学習推進体制	13
Ⅳ. 推進期間	14



第3章 推進計画	15
I. 施策の柱	15
II. 施策を進めるうえで大事にしたい視点	16
III. リーディングプロジェクト	17
IV. 施策の柱ごとの取組み	20
V. 推進計画の評価	34
VI. 体系図	35
第4章 資料	37
I. 用語注釈	37
II. 静岡県生涯学習推進審議会委員名簿	39
III. 静岡県生涯学習推進大綱策定の経過	40

<<用語注釈について>>
 本文中のわかりにくい用語については
 ★マークをつけ、第4章「I. 用語注釈」
 で用語の説明をしています。



I. 生涯学習ってなんだろう

私たちの暮らすまちには、お茶や将棋などのサークル活動を楽しんだり、体育館や公園でスポーツをしたり、美術館で絵画を観たりして、余暇を過ごす人がたくさんいます。

一方、人生100年時代^{★1}と言われ、人生がマルチステージ^{★2}化した社会の中で、私たちは子どもから高齢者まで、いくつになっても新しいことを学び続けていくことが求められているため、社会問題や科学を取り上げた本を読んだり、動画を観たりして、日々自分を磨いて過ごす人もたくさんいます。中には、仕事に必要な技術や知識を学んだり（リスキリング^{★3}）、会社を退職して大学で教育を受けたり（リカレント教育^{★4}）する人もいます。

このように暮らしの中にはたくさんの「学び」があります（図1）。

本を読んで新しいことを知ったり、練習してできなかったことができるようになったり、スキルアップして職場で認められたりと、昨日よりも少し良い自分と出会えるところに、学びの喜びがあるのではないのでしょうか。

さらに、学びは、家庭や地域、職場、公園など様々な場所で、地域の人たちや仕事の同僚、サークルの仲間、ときには初めて出会う人など、人と人との間で、共に学ぶ喜びや、活かされる喜びをもたらします。

暮らしの中で、主体的に行われる多様な学びを「生涯学習」と言います。

学びを楽しみながら、自分らしさを育て、より豊かな人生を送ることは、誰もが持つ権利です。



II. 大綱の構成

第3次静岡市生涯学習推進大綱の構成は、次のとおりです。

● 基本構想

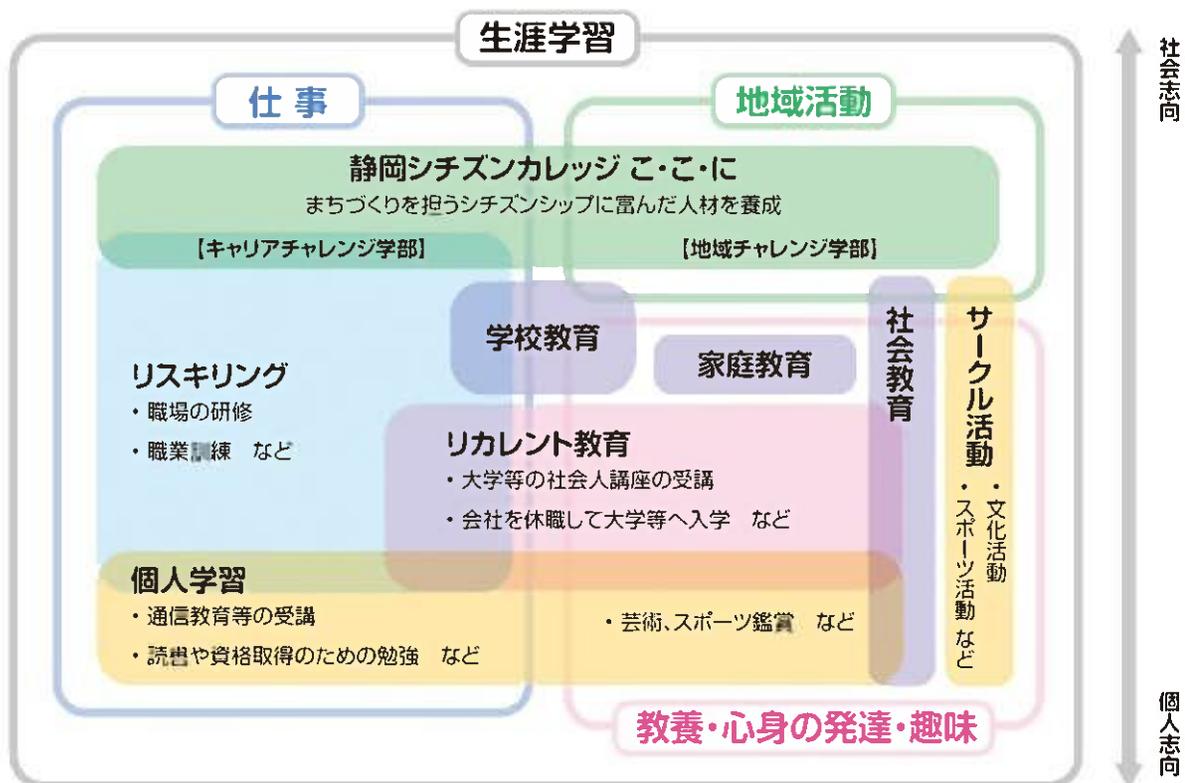
だれもが、いつでも、どこでも学び、学んだ成果を活かすことのできる
生涯学習社会の実現に向けた本市の基本理念を定めるもの

● 推進計画

基本構想を実現するための施策を体系化したもの

----- P.1 の補足資料 -----

図1) 本市における生涯学習のイメージ図



Ⅲ. 大綱のキャッチコピー

私たちは普段、「生涯学習」という言葉から「趣味・教養を高めること」「高齢者の生きがいの充実」などを連想しがちです*。しかし、本来「生涯学習」とは暮らしの中で主体的に行われる多様な学びのことを言い、とりわけ、暮らしをより良くしたり、仕事や地域活動に活かしたりするための学びなどの「大人の学び直し」が、人生 100 年時代と言われる社会の中で強く求められています。

本大綱では、「大人の学び直し」を含めた多様な学びとしての「生涯学習」を市民に広めるために、キャッチコピーをつけることにしました。

わたしごとをアップデート!

— 学んで良くする「わたし」の暮らし・仕事・住んでいるまち —

「わたしごと」とは、わたしの「好きなこと」「知りたいこと」「役に立つこと」と「仕事」につながる学びのことです。「わたしごとをアップデート!」には、学びを通じて今よりも成長した「わたし」になっていくイメージを込めています。

お茶や将棋などのサークル活動を楽しんだり、体育館や公園でスポーツをしたり、美術館で絵画を観たりすることで日々の暮らしをアップデートしていくことができます。また、仕事のために資格を取ったり、時事問題についての理解を深めたりすることで仕事をアップデートしていくこともできます。

さらに、暮らしている地域のことを自分ごととして捉えてその課題を考え、観光客をおもてなしするボランティアガイドとして活動したり、困難を抱える子どもたちの学習支援活動を行ったりすることで「わたし」の住むまちをアップデートすることもできます。

*参考：生涯学習に関する世論調査／内閣府、平成 17 年 5 月調査

第1章 大綱策定にあたって

I. 策定までの経緯

本市では、市民一人一人が学びによってより豊かな人生を送ることができるよう、誰もが、いつでも、どこでも学び、その成果を適切に活かすことができる「生涯学習社会」の実現を目指してきました。

平成15年に旧静岡市・旧清水市が合併した後、平成17年に第1次静岡市生涯学習推進大綱が策定され、現在の基礎となる推進体制が整いました。平成27年に策定された「しずおか☆希望の人づくりプラン（第2次静岡市生涯学習推進大綱）」の計画期間中には、平成28年に「まちづくりは人づくり」の考え方を基に、各課で行われている人材養成講座をまとめた「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」を開校しました。

令和3年6月には、第3次静岡市生涯学習推進大綱策定について静岡市生涯学習推進審議会に諮問し、令和4年4月に答申がありました。この答申を受けて、生涯学習の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針として、本大綱を策定します。

「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」とは

目的

市民と行政の協働によるまちづくりを担うシチズンシップ^{★5}に富んだ人材の養成

基本方針

次に掲げる3つのチカラを育みます。
こ…ビジョンを描く「構想力」
こ…ビジョンの実現に向けて力強く進む「行動力」
に…共に行動する仲間を引きつけ魅了する「人間力」



Ⅱ. 生涯学習の現状と課題

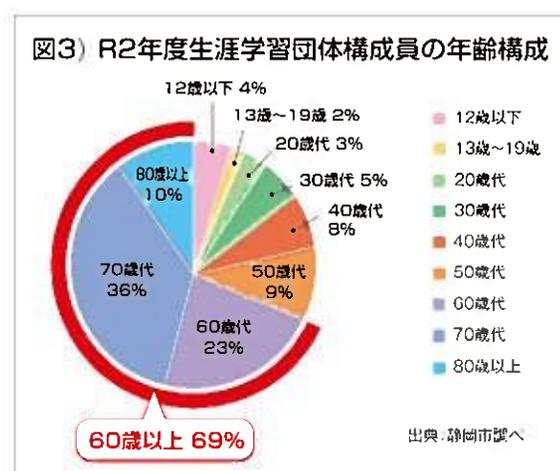
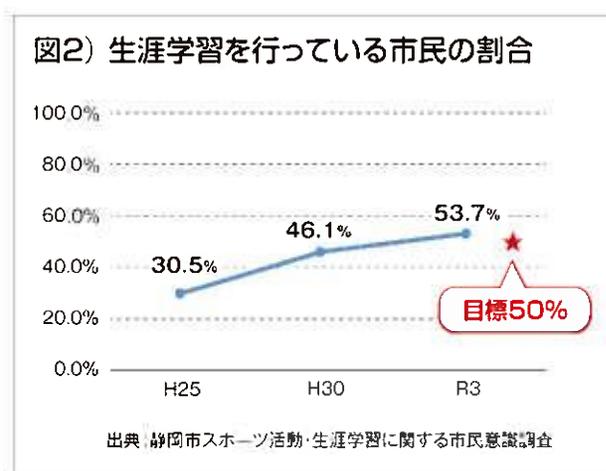
1 市民の学ぶ意識の醸成と多様なニーズに応える学習機会の提供

国（文科省）の中央教育審議会生涯学習分科会（以下「生涯学習分科会」という。）[※]は、ウェルビーイング^{★6}の実現のためには、社会的包摂の考えの基で誰一人として取り残されることなく、人生の各場面で生じる各個人の課題や社会的課題に関する学習機会が保障され、個人の積極性・自発性・意志に基づく学習が持続的に行われていく生涯学習社会の実現を目指す取組を今後もより一層進めていかなければならないとしています。

また、県の「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」では生涯を通じた学びの機会の充実を推進しています。

本市においては、4年ごとに実施している市民意識調査によれば、生涯学習を行っている市民の割合は順調に増加しています（図2）。

その一方で、本市の生涯学習の中心である生涯学習施設をみると、主な利用者の約7割は、これまでフルタイムで働いている割合が低かった60歳以上であり、働いている人たちの学びの場になっていません（図3）。



※参考：令和4年8月 第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

このため、働いている人たちにとっても使いやすい施設づくりや魅力ある学習機会の提供に取り組んでいくとともに、より幅広い層の学習ニーズに対応するために、これまでの対面式の学習だけでなく、デジタル技術を活用したオンライン★7形式の学習などを提供していく必要があります。

さらに多くの市民が生涯にわたって学び続けていけるように、生涯学習の大切さを広く市民に伝えていくことや、多様なニーズに応じた学習機会の提供が求められています。

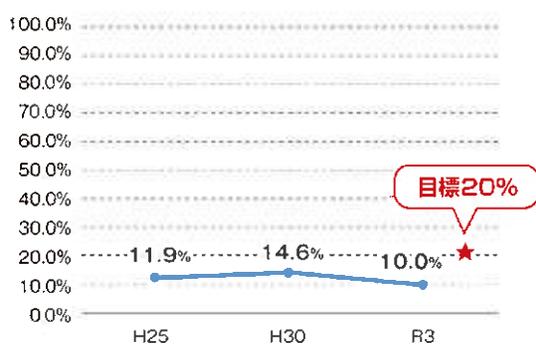
2 地域や社会での活動の支援と働きながら参加しやすい仕組みづくり

国の生涯学習分科会では、地域住民の「学び」が個人の教養の向上や生活文化の振興のみならず地域づくりのための営みという性格を強く持っており、地域コミュニティの基盤として重要な役割を担うことから、その振興方策を講ずる必要があるとしています。

本市においては、市民意識調査によれば、学んだことを地域や社会での活動に活かしている市民の割合は、第2次大綱の中間見直し時点では増加しましたが、その後、減少に転じています（図4）。

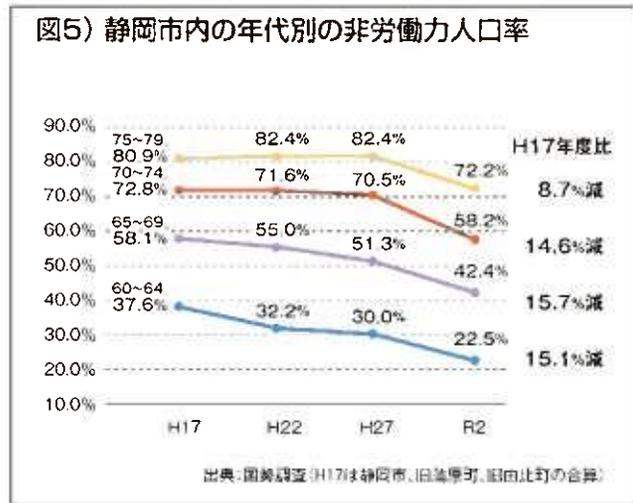
このことは、新型コロナウイルス感染症拡大による自治会などの活動の縮小の影響を受け、特に50代以上で大きく減少したことが原因として考えられます。ポストコロナ社会における地域や社会での活動の大切さをあらためて広く市民に伝えていくとともに、活動の再開や活発化への支援が求められています。

図4) 学んだことを地域や社会の活動に活かしている市民の割合



出典：静岡市スポーツ活動・生涯学習に関する市民意識調査

また、国勢調査によれば、静岡市の60～70代の非労働力人口率が下がっており（図5）、これまで地域活動の主な担い手であった中高年の就労率が上がっていることがわかります。人生のうちの働く期間が延びることによって、地域活動への参加に影響が生じる可能性があり、中高年に限らず、幅広い年代の市民が働きながら自治会等の地域や社会での活動に参加しやすい環境や仕組みづくりが求められています。



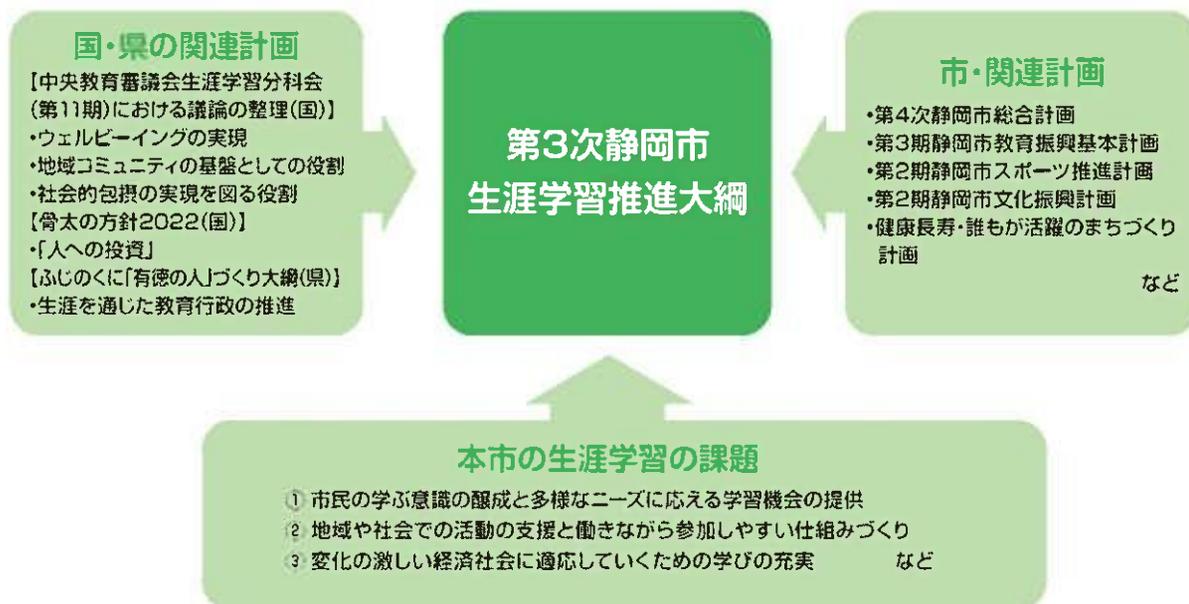
3 変化の激しい経済社会に適応していくための学びの充実

国においては「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（「骨太の方針 2022」）の中で、少子化・人口減少の中で現在の経済水準を維持するために、一人一人の生産性向上と多様な人材の社会参加の促進を目指し、「人への投資」を通じて社会の持続的な発展を生み出す人材を育成していこうとしています。

DX^{※8}の進展やポストコロナ社会などの経済社会の激しい変化への適応が不可避となり、また、人生100年時代において、働く期間がますます延びており（図5）、学校教育を終えて社会に出てからも常に学び続け、新しい考え方やスキルなどを身に付けていくことが求められています。

本市においては、大学や企業等と協働し、リスキリングやリカレント教育等といった「大人の学び直し」などの学びの場の充実に取り組んでいきます。

図6) 本市生涯学習の課題と国・県・市の関連計画



第2章 基本構想

I. 将来像と8年後の目指す姿

私たちみんなが地域や社会の課題を自分ごととして考え、学び、社会に参加し、行動を起こすことによって、私たちも、私たちの住むまちもアップデートしていくことができます。

世界中の人が目指している持続可能な開発のための17の目標（SDGs★9）では、子どもから大人まで男女の区別なく全ての人々が質の高い教育を受けられることを目標にしています（目標4）。

本市では、このような考え方を「まちづくりは人づくり」とし、私たちみんなが学ぶことのできる場を充実させ、自ら学び、学んだことを活かして「自分のため」「みんなのため」に行動する人が活躍できる生涯学習社会を目指して、次のような将来像を掲げることにしました。

【将来像】

だれもが、いつでも、どこでも学び、
学んだ成果を活かすことのできるまち



この将来像に向けて、第3次静岡市生涯学習推進大綱では、本市の「8年後の目指す姿」を次のように掲げました。

【8年後の目指す姿】

- ・より多くの市民が生涯学習を行っている
- ・より多くの市民が学んだことを職業生活や地域、社会での活動に活かしている

そして、本市の「8年後の目指す姿」が達成されたかどうかを評価するために、次の成果指標を定め、その実現に取り組みます。

図7) 8年後の目指す姿の達成目標

① 生涯学習を行っている市民の割合	70%
② 学んだことを仕事や就職活動に活かしている市民の割合	35%
③ 学んだことを地域や社会での活動に活かしている市民の割合	20%



※成果指標の評価については、34ページを参照してください。

Ⅱ. 生涯学習推進の基本的な指針・学びのサイクル

8年後の目指す姿の実現に向け、本市の生涯学習の考え方として、次の3つの基本的な指針を立てました。

1 学ぶことで、豊かなわたしになります

誰もが自分らしく豊かに生きていくために、生涯を通じて主体的に学んでいきます。

2 わたしの学びを、みんなの学びにつなげます

様々な人々と出会う学びの場で、互いの「違い」を認め合ったり、互いに共感し合ったりして、学びを周りへ広げていきます。

3 みんなの学びを活かして、豊かなまちを創ります

学びをきっかけに地域と関わり、社会の問題にわたしごととして取り組むことで豊かなまちを創っていきます。

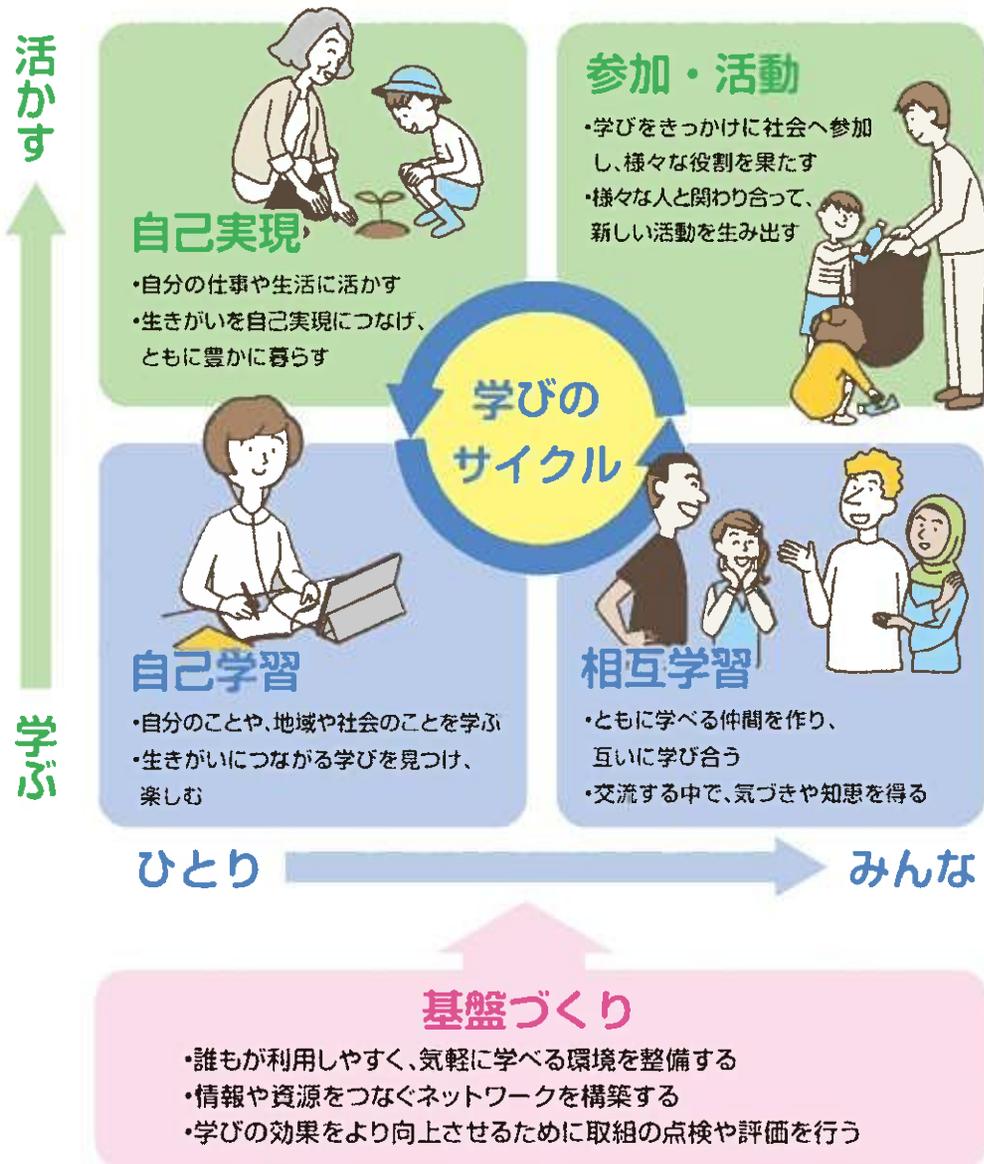
基本的な指針に生涯学習を支える基盤づくりを加えて、それらの関係を次のような図に整理しました。(12ページ、図8)

図の縦軸を、学びの深まりを表す「学ぶ」と「活かす」とし、横軸を学びの広がりを表す「ひとりで行う学び」と「みんなで行う学び」としました。

これらの学びは、まったく別々のものでも、一方通行なものでもなく、循環し、ときには同時に実現されます。それを「学びのサイクル」として示しました。

「学びのサイクル」の段階ごとに、市民の学びの促進に取り組むとともに、学びの環境やネットワークづくりなど、市民の学びや新しい活動を支援し、学びのサイクルを発展させるための「生涯学習を支える社会の基盤づくり」も進めていきます。

図8) 学びのサイクル



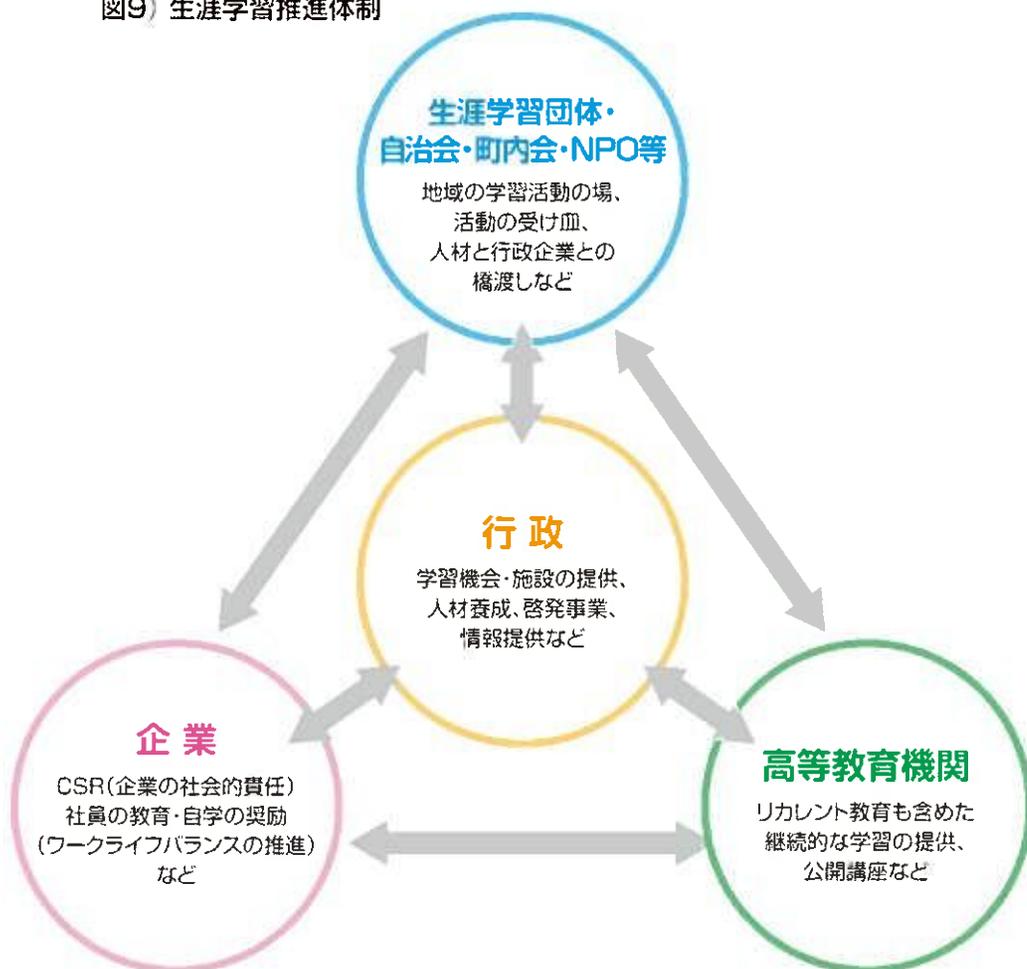
Ⅲ. 生涯学習推進体制

第2次生涯学習推進大綱の推進期間においても、各機関との連携によって様々な事業が展開されてきました。

さらなる生涯学習の推進のためには、行政、企業、高等教育機関、生涯学習団体、自治会・町内会、NPO★¹⁰等が連携した生涯学習推進体制の確立が必要です。

今後も、生涯学習推進体制がより機能するよう生涯学習に関する情報や資源を共有できる体制を整えていきます。

図9) 生涯学習推進体制



IV. 推進期間

第3次静岡市生涯学習推進大綱では、市民とともに目指すまちの姿「世界に輝く静岡の実現」に向けて、第4次静岡市総合計画（令和5年3月策定）と整合性を図りながら、生涯学習を推進していきます。

大綱の推進期間は第4次静岡市総合計画と同じく8年間とし、目標年度を令和12年度としています。推進計画は、4年間で1つのサイクルとした前期・後期推進計画によって進めていきます。

図10) 第3次静岡市生涯学習推進大綱の推進期間



※評価の方法については、34ページ

第3章 推進計画

I. 施策の柱

基本構想に基づき、8年後の目指す姿の達成に向けて生涯学習を推進していくために、推進計画では「基本的な指針・学びのサイクル」(11, 12 ページ)をもとに次の3つの充実を大きな施策の柱としました。

【施策の3つの柱】

1 【学ぶ】 誰もが気軽に学び、互いに学び合える機会の充実

2 【活かす】 学びを地域や社会に活かすための支援の充実

3 【基盤】 「学ぶ」「活かす」の循環を支える基盤の充実



II. 施策を進めるうえで大事にしたい視点

将来像にあるように、「だれもが」「いつでも」「どこでも」学び、活かすことができるよう、多様な人々の学びと交流を大事にし、次の3つの視点を持って施策を進めていきます。

1 年代や国籍、障がいの有無など

様々な属性をもった市民一人一人へ配慮すること

例えば…国籍や障がいの有無に関わらず学ぶことができる機会を提供します。

例えば…やさしい日本語を使用するなど、情報発信の方法に配慮します。

2 テーマや対象者に合わせて事業を実施すること

例えば…年代や生活様式などに合わせたテーマや内容の学習機会を提供します。

例えば…時代の変化に対応し、リモート形式などの学習形態を柔軟に取り入れます。

3 学びを通じて市民相互の交流を推進すること

例えば…生涯学習施設の地域の交流の場としての機能強化を図ります。

例えば…学習を通じた市民同士の交流を促進します。



Ⅲ. リーディングプロジェクト

「8年後の目指す姿」の達成に向けて、各施策の柱の事業を中心に他の柱の事業も含めたプロジェクトを形成し、それぞれの柱をけん引していくリーディングプロジェクトとして進めていきます。

リーディングプロジェクト1

「大人の学び直し」を推進する“**Re**まなび”プロジェクト

人生100年時代に必要な知識やスキルを習得する「大人の学び直し」(リカレント教育やリスキリング等)について、様々な世代の市民一人一人に対してその大切さを伝え、魅力ある学習機会を提供することで、生涯を通じて学び続ける意識の醸成を図ります。

☆「Re」とは英語の「繰り返し」「再び」という意味です。身近な単語では「リサイクル (Recycle)」「リターン (Return)」などと同じ使い方をしています。

【具体的な事業例】

- Reまなび シンポジウム&ポスターエキシビション
シンポジウムの開催や、市内企業の人材開発の好事例の発表等により、「大人の学び直し」の大切さを市民に伝えます。
- Reまなび大学リレー講座
市内6大学の特色を活かした講師による様々な分野の現代的課題に関する講義を通じて、市民が「大人の学び直し」のために、各大学を活用するきっかけをつくります。



リーディングプロジェクト2

シン「こ・こ・に」プロジェクト

本市では、一人一人の学びを活かし、行政と市民の協働によるまちづくりを進めていくため、各課がそれぞれ行っている人材養成事業をひとつの理念の基に取りまとめた「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」を平成28年3月に開校しました。

しかし、社会の激しい変化に対し、今後も持続可能なまちづくりを進めていくためには、これまでのような市民生活を支える人材だけでなく、地域経済を担う人材の養成も求められています。

そこで、「こ・こ・に」のリニューアルなどにより、シチズンシップに富んだ人材養成の仕組みを見直し、さらに枠組みを強化することで「市民自治によるまちづくり」を推進していきます。

☆「シン」とは「新」、「真」、「進」などのポジティブに前に進む、変革して新しくなるといった思いを込めて付けています。

【具体的な事業例】

・「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」推進事業

既存の「こ・こ・に」講座を地域チャレンジ学部（市民生活を支える人材養成講座）とキャリアチャレンジ学部（地域経済を担う人材養成講座）の2学部に再編するとともに、新たに大学、民間（企業、NPO等）が実施している人材養成講座にも拡大していきます。



リーディングプロジェクト3

生涯学習DXプロジェクト

新型コロナウイルスの感染拡大は、私たちの生活や仕事に大きな影響を与え、「対面を避ける」「密をつくらない」などの「新しい生活様式」が提唱されています。

学びの場においても、時間や場所にとらわれないオンラインやオンデマンド^{★11}などの学習形態や、キャッシュレス決済などの施設の利用手続きなどの導入が、感染対策に留まらず、これからの学びのあり方として求められています。

しかし、高齢者をはじめとして、インターネットなどのデジタル技術が活用できず、その恩恵を受けることのできない人もおり、こうした情報格差（デジタルディバイド）^{★12}を解消することが課題となっています。

本市では、デジタル技術を活用した学習機会を提供するための生涯学習施設の環境整備や、情報格差を解消するための学習機会の提供などを進めていきます。

【具体的な事業例】

- 生涯学習施設デジタル学習環境整備事業
生涯学習施設にインターネット回線やオンライン講座用機器の設置等のデジタル技術を活用できる学習環境を整備します。
- スポーツ・生涯学習施設予約システム更新事業
スポーツ・生涯学習施設の予約システムを更新し、より利用しやすい施設を目指します。
- 高齢者向けスマホ講座事業
スマートフォンに馴染みのない高齢者向けに、使い方に関する講座を実施し、情報格差の解消を目指します。

IV. 施策の柱ごとの取組み

1 誰もが気軽に学び、互いに学び合える機会の充実

学ぶ

変化の激しい社会で生き抜き、また、暮らしを豊かにするために、市民が気軽に学び、学び合える機会を充実していきます。

(1) 変化の激しい社会で生き抜くための学習機会の提供

DXの進展やポストコロナ社会の到来などにより、社会は目まぐるしく変化しています。この激しい変化に適応するために、学校教育を終えて社会に出てからも、常に新しい考え方や技術を身に付けていくことが求められています。

このような学びを市民一人一人が得られるよう、多種多様な学習機会を提供していきます。

① 現代的課題に関する学習機会の提供

社会の激しい変化を受けて、社会生活や家庭生活に関わる新しい知識や技術、考え方を学ぶ機会が必要になっています。例えば、デジタル技術や環境問題、公衆衛生などの具体的な知識から、考える力の基礎となる哲学や歴史などの教養に至るまで、学ぶことで今よりも成長した自分になることができます。

身近な公共施設やデジタル技術を活用して、現代的課題に関する学習機会を提供していきます。



② 青少年期★₁₃に学びの基礎を身に付けるための学習機会の提供

青少年期は生涯にわたる学びの姿勢や習慣など、学びの基礎を身に付ける大事な時期です。また、相互の学習を通じて他人の意見を尊重し、協力しあう姿勢を身に付ける時期でもあります。

青少年期に学びに関心や好奇心をもって取り組むよう、体験型やデジタル活用など様々な学習機会を提供します。

③ 仕事や就職に関する学習機会の提供

人生 100 年時代の到来により、生涯のうち働く期間が延びたり、働き方そのものが変化したりしています。そのため、現在の仕事に活かせるスキルを身に付けたり、就職・転職に必要な資格を取ったりするための職業生活に関わる学習機会が必要になっています。

リカレント教育やリスキリング等を含めた「大人の学び直し」について、身近な公共施設やデジタル技術を活用して、初心者向けの講座を中心に学習機会を提供していくとともに、より高度な学びを提供する高等教育機関や国・県の機関につないでいきます。

(2) 暮らしを豊かにする学習機会の提供

年齢に関わらず心身ともに健やかに暮らしていくために、スポーツや文化・芸術・趣味などに関する学びや、レクリエーション活動を通じた仲間との交流はとても大切です。

そうした健康づくりや生きがい、居場所づくりにつながるような、日々の暮らしを豊かにする学習機会を提供します。

① 学びとしてのスポーツに関わる学習機会の提供

市民の健康増進や自己実現、余暇活動の充実、生活の質の向上を図り、さらには多くの人に夢や希望、感動を与えるものとして、スポーツは日常生活に欠かせないものとなっています。

市民誰もがスポーツに親しみ、楽しむことができるよう、スポーツを「する」「観る」「支える」という3つの視点で学習機会を提供します。

② 文化・芸術・趣味に関する学習機会の提供

温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれ、古くから東西交通の要衝として栄えてきた本市には、豊富な歴史文化資源やものづくりの文化、盛んな芸術活動などの「しずおか文化」が溢れています。

市民誰もが地域の歴史文化や様々な芸術に触れることによって感受性を高めたり、趣味を通じて仲間と交流したりすることで成長し続けることができるよう、豊かな文化・芸術に触れる学習機会を提供します。

③ 健康に関する学習機会の提供

市民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活するためには、病気になったり介護を受けたりすることなく「健康寿命」を伸ばしていくことがとても重要です。

市民が年齢に関わらず心身ともに健やかに暮らすことができるよう、市民の健康への意識の醸成を図るとともに、健康づくりに関する学習機会を提供します。



(3) 市民の自発的な学習の促進

学びは、講座や教室だけで行われているものではありません。例えば、美術館や博物館で優れた作品を観たり、図書館や自宅で読書をしたり、仲間と一緒にサークルを作って活動したりするような自発的な学びは、「わたしの学び」や「みんなの学び」を深めるためにとても重要です。

市民の自発的な学習を促進するため、活動を行う場所や学習機会を提供します。

① 生涯学習施設等の学ぶ場所の提供（貸館・展示等）

互いに切磋琢磨することで学びを深めたり、教え合ったり、励まし合ったりするときに一緒に学ぶ仲間の存在はとても重要です。

市民が自主的・自発的に仲間と学ぶことのできる場所として、講義室や和室、音楽室などの諸室や、学んだ成果である作品等を展示するギャラリーなどを提供します。

② 展示等による鑑賞・学習機会の提供

個人では普段見ることのできない貴重な文化財や美術品、建築物などは、実際に目にしたり、触ったりすることでその芸術性や技術を始め時代背景など多種多様な学びを得ることができます。

また、読書を通じて様々な知恵や世界、人生を知り、体験することでも貴重な学びを得ることができます。

美術館や博物館、図書館などにより、美術鑑賞や読書などの自主的・自発的な個人の学習機会を提供します。



2 学びを地域や社会に活かすための支援の充実

活かす

学びで得た新たな知識や技術を仕事や地域、社会のために活かすことを通じて、人と人とのつながりや居場所、他者からの承認、人間的成長や自己実現を得ることができま
す。学びが地域や社会で活かされるようにするために、人材の養成や、地域交流、社会
参加、市民活動の支援を充実します。

(1) 地域や社会を担う人材の養成

よいまちには、それを支える人が必要です。本市では、自分のためだけではなく、
誰かのために積極的にまちづくりに関わろうとする公共意識（シチズンシップ）を育
て、市民生活を支え、地域経済を担うための自発的な活動・活躍・チャレンジを促進
しています。

そのために「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」を中心に、地域や社会を担う人材
を養成します。

① シチズンシップに富んだ人材の養成

変化の激しい社会において、高齢者や在住外国人、障がいのある人などの地域の助
けを必要とする住民への支援のほか、環境問題、防災など、多様な課題を解決するた
めには、専門的な知識や技術を持ち、意欲的に活動する地域人材が求められています。

地域の課題解決のためにまちづくりの担い手となるシチズンシップに富んだ人材
を養成します。

② 地域経済を担う人材の養成

経済社会が激しく変化する中、その変化に柔軟に対応しながら生き抜く力を持った地域の産業や経済を担う人材の養成が求められています。

リカレント教育やリスキリング等といった「大人の学び直し」の場を充実させ、地域経済を担う人材を養成します。

(2) 対話や地域交流の促進

学びを活かす場面は、仕事や地域、社会での積極的な活動だけではありません。同じことを学んだ人同士、同じ悩みを持つ人同士が集まり、交流を通して互いの知識や経験を共有することも、学びを活かすことにつながります。地域交流や社会参加という形でゆるやかな活動についても支援していきます。

① 対話を通じた学びや地域・社会活動の促進

同じことを学んだ人同士や、同じ悩みを持つ人同士の対話は、様々な人との出会いの場であると同時に、互いに学んだ成果や経験を共有する学びの場でもあります。対話を通じてこれまでに得た知識や技術、体験を共有することで、自身の気づきを促し、さらなる学びにつながるとともに社会参加や地域・社会活動を促進します。



② 学びをきっかけにした地域交流の活性化

学んだ成果を発表したり、暮らしに役立てて周りの人に喜んでもらったりすることは、学びを周りへ広げていく「みんなの学び」につながります。

また、発表の場は、普段一緒に活動している仲間だけでなく、別のサークルや地域の人など、様々な人との交流の場となります。

学んだ成果の発表の機会などをきっかけとする地域交流を活性化します。

(3) 市民の自発的な地域・社会活動の促進

年代や国籍、障がいの有無などの様々な属性に関わらず、市民が自発的に地域・社会活動を行おうとするとき、活動の機会や場所など十分な活動ができるように支援します。

① 人材活用場の提供

学んだことを活かすためには、学びを地域・社会活動へつなげていくことが重要です。そのために、身近な公共施設や公的なイベントなどの場において市民が活躍できる場の充実を図ります。

② 自発的な地域・社会活動の支援

市民の自発的な地域・社会活動には、活動にかかる資金や、物資、仲間づくりの場、団体として活動を立ち上げ、運営するための知識などが必要です。

市民が自立しながら、市民同士でその活動を維持し、より積極的に行うことができるよう、多様な支援の充実を図ります。

③ 学びを活かして活動する場所の提供

市民が学びを通じて新しい関心や問題意識を持ち、自発的に活動しようとするとき、活動の拠点となる場所が必要になります。

市民活動センターや生涯学習施設など、気軽に使えて活動の目的や内容に適した拠点となる場所を提供します。



3 「学ぶ」「活かす」の循環を支える基盤の充実

基盤

市民が自由に学び、学んだことを地域や社会に活かすためには、その基盤が大切です。生涯学習施設等やそのデジタル環境などの整備に加えて、生涯学習に関する啓発や情報発信、学習相談体制の整備などに取組み、市民の「学びのサイクル」を促進する基盤の充実を図ります。

(1) 学びやすい生涯学習施設等の整備

社会の変化を受けてデジタル技術が広まったことにより、学習形態も多様化しました。オンラインで講座を受けたり、友達と交流したりすることが当たり前になった一方で、実際に向かい合って一緒に学んだり、交流したりすることの大切さも改めて認識されました。

市民が集まる身近な拠点として、生涯学習施設をはじめとした公共の学習の場等を整備し、維持・管理していきます。

① 生涯学習施設等の整備・維持・管理

市民の自発的な「学ぶ」「活かす」活動のための場所は、清潔で安心安全で活動に適した設備である必要があります。

環境やユニバーサルデザインなどに配慮しつつ、市民が安心して使うことのできる施設や設備を整備し、適切に維持・管理することで学びやすい学習環境の充実を図ります。

② 生涯学習施設等の使いやすさの向上

社会の変化に伴い、学習・活動の分野や学習形態が多様化する中で、講座やサークル活動の参加だけでなく、地域の人たちとの交流の場や、個人の勉強場所、多くの人を集めるイベント会場など、市民の施設の使い方も多様化しています。

幅広い世代の市民がより施設を使いたくなるように、多様化する使い方に適応するよう施設の使いやすさを向上させます。

(2) 生涯学習施設等のデジタル環境の整備

新型コロナウイルス感染拡大により提唱された「新しい生活様式」の実現のために、デジタル技術が社会生活に取り入れられています。

学びの場においても、時間や場所にとらわれないオンラインやオンデマンドなどの学習形態や、インターネット予約などの施設の利用手続きなどの導入が、感染対策に留まらず、これからの学びのあり方として求められています。

多様な学習機会や、幅広い層にとって使いやすい施設の提供のために、生涯学習施設等のデジタル環境の整備を進めていきます。

① 生涯学習施設等のデジタル環境の整備

遠くの地域に住んでいる講師によるオンラインの講義を受けたり、受講できなかった講座のオンデマンド配信を見たり、デジタル技術の急速な広まりによって、時間や場所にとわられない学習形態がこれからの学びのあり方として求められています。

生涯学習施設等においても、これまでの対面式の学習機会と並行して、デジタル技術を活用した学習機会を提供できるよう、デジタル環境の整備を進めていきます。

② 生涯学習施設等の予約システムの管理・運用

仕事や家事などで忙しい中でも生涯学習を行うためには、効率的な時間の使い方が重要になります。わざわざ施設に行かなくとも、空いた時間にスマートフォンなどから施設の予約や支払いができれば、自発的な学習活動のハードルが下がります。

様々なライフスタイルの市民が気軽に生涯学習施設等で「学ぶ」「活かす」機会を得ることができるよう、施設の予約システムを管理、運用していきます。



(3) 生涯学習に関する啓発や情報発信

自らが主体的に行う学びが「生涯学習」ですが、学ぶことの大切さを知ることがなければ、学校や仕事、家事や育児などで忙しい日々の中で、時間を割いて生涯学習を行うことは難しいと考える人もいるかもしれません。

また、実際に生涯学習をしようと思っても、学習の機会や場所がどこにあるのかわからず、行動に移せずにいる人もいるかもしれません。

より多くの市民の暮らしが豊かになるように、生涯学習の大切さを広く伝えながら、「学ぶ」「活かす」機会や場所の情報を積極的に発信していきます。

① 学ぶことの大切さの啓発

学校や仕事、家事や育児などで忙しいとき、空いた時間を見つけて生涯学習を行うことが難しいこともあります。しかし、これからの変化の激しい社会を生き抜くためには、常に新しい知識や技術、考え方を身に付けるための時間も必要です。

限られた時間の中で、より多くの市民が生涯学習を始めるきっかけを得られるよう、「学ぶ」「活かす」ことの大切さや必要性を市民に発信していきます。

② 学習情報などの効果的な発信

膨大な量の情報が溢れる現代社会において、実際に生涯学習を始めようとしたとき、いつ、どこに学習機会があるか、必要な情報を見つけることが難しくなっています。情報が見つけられないまま、行動に移せずにいる人もいるかもしれません。

生涯学習をしたいと思っている市民が、必要な情報を得られるよう、SNS^{★14}等も活用しながら、学びに関する情報を効果的に発信します。

(4) 学習・活動相談体制の整備

学びや活動の中で生じる疑問や困難を乗り越えようとするとき、個々の悩みを解決する外部からのサポートが必要になる場合があります。

生涯学習に関する専門家などによる相談体制を整備し、必要な知識や情報を困っている市民へ届けることで、市民の学習活動を促進します。

① 学習相談・活動相談の充実

「学ぶ」「活かす」ための新しい一歩を踏み出そうとしたとき、あるいは、よりその活動を深めようとしたときなどに、何か課題が見つかったことで立ち止まってしまうことがあるかもしれません。例えば、講師が見つからなかったり、団体として活動するために必要なことがわからなかったり、それぞれの悩みや課題は多岐にわたります。

個々の悩みや課題を解決するために、生涯学習施設等において市民が気軽に相談できる体制を整備し、学習相談や活動相談の充実を図ります。

② 学習・活動に関する専門家の養成・活用

学習相談や活動相談には、身近な生涯学習施設等において生涯学習や市民活動に関する専門家などが必要です。

施設職員を中心に、学習や活動に関する研修や資格の取得を進め、学習や活動に関する専門家を養成し、施設に配備することで相談体制を整備していきます。



（5）生涯学習推進体制の充実

効果的にそれぞれの施策を進めていくためには、行政全体で生涯学習を推進していくことはもちろんのこと、行政、企業、高等教育機関、生涯学習団体・自治会・町内会・NPO等の連携も必要です。

生涯学習をより効果的に推進するために各機関との連携を深めるとともに、市における推進体制を強化します。

① 企業、高等教育機関、NPO 等との連携

市民の学びや活動は家庭や地域、職場など生活全般にまたがって行われるものです。そのため、行政や企業、高等教育機関、生涯学習団体、自治会・町内会、NPO等が連携した「学ぶ」「活かす」環境をつくる必要があります。また、連携を通じて魅力的で市民に求められている多様な学習機会を提供していくことも可能になります。

生涯学習の効果的な推進のために、企業や高等教育機関、生涯学習団体、自治会・町内会、NPO 等との連携体制づくりを進めます。

② 市における推進体制の充実

分野が多岐にわたる生涯学習を推進する各施策を効果的に進めていくためには、所属を越えた連携が不可欠です。

また、審議会や協議会といった附属機関において、専門的知見を持つ委員からの意見を施策に反映していくことも重要です。

生涯学習推進体制の充実のために、全庁的な推進体制を強化していきます。

V. 推進計画の評価

本大綱における推進計画については、毎年度、各事業の実施状況などをとりまとめ、静岡市生涯学習推進審議会にて報告し、市ホームページ等で公表します。各事業の評価方法は次のとおりです。

1 政策評価（大綱全体）

中間年度と最終年度に市民意識調査を実施し、成果指標の達成度合いを評価し、大綱の見直しを行います。

1. 生涯学習を行っている市民の割合	70%
2. 学んだことを仕事や就職活動に活かしている市民の割合	35%
3. 学んだことを地域や社会での活動に活かしている市民の割合	20%

※成果指標については、10ページを参照してください。

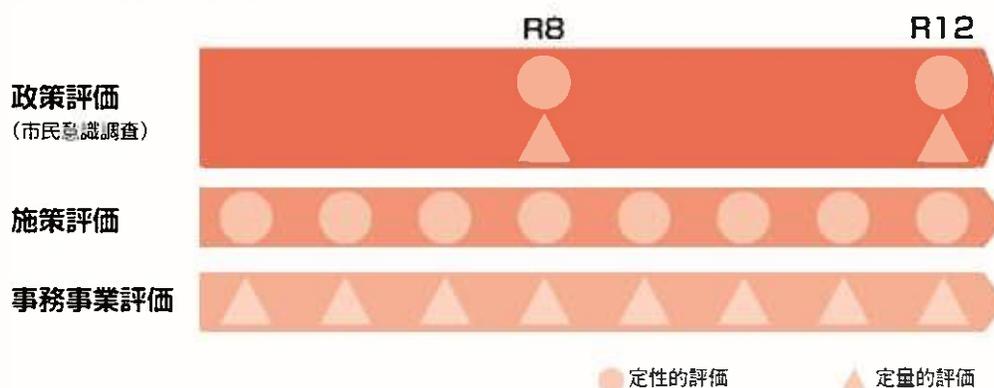
2 施策評価（施策の柱、大施策、リーディングプロジェクトの評価）

施策を構成する事務事業等の評価を総合して、定性的★¹⁵に評価します。

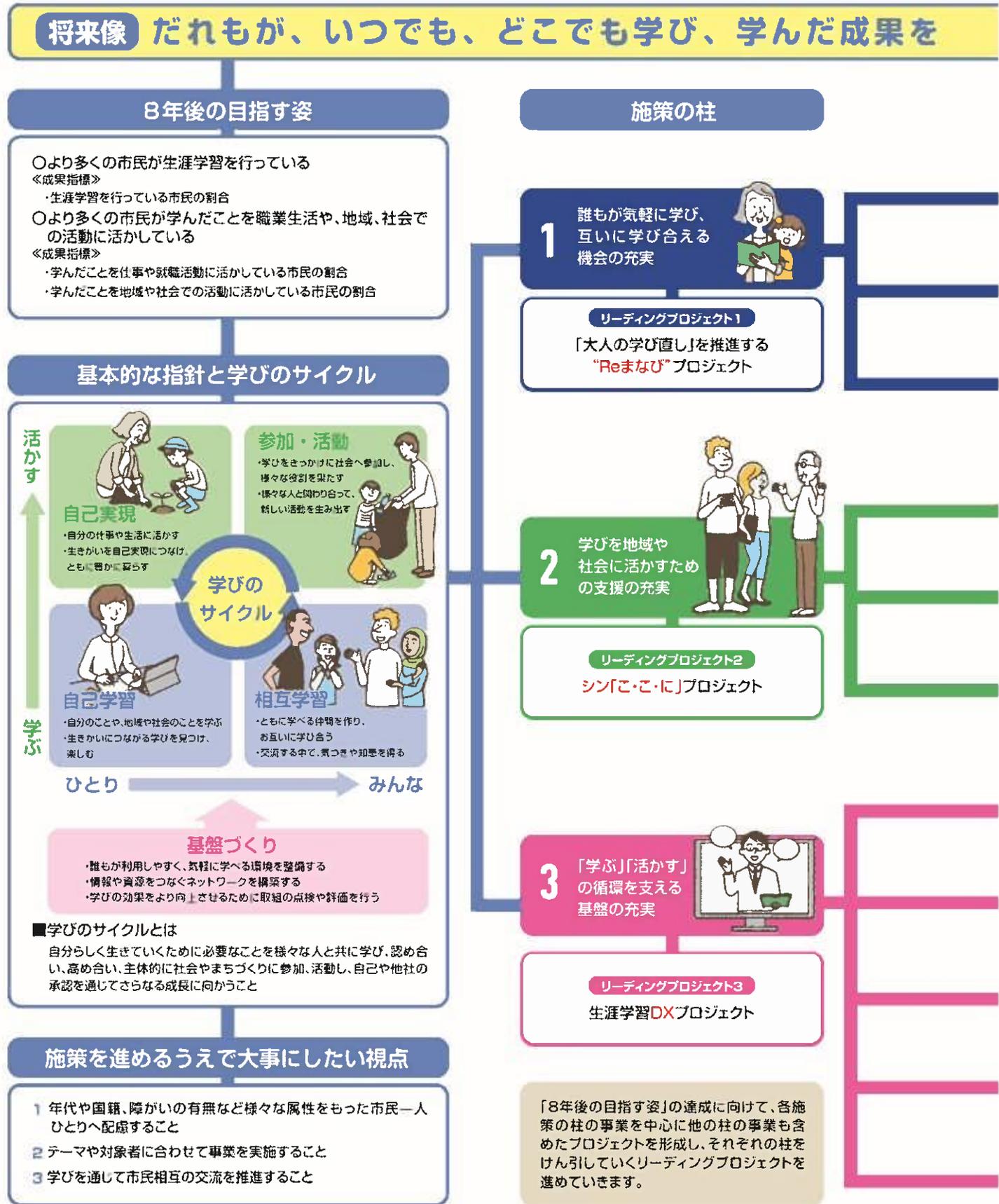
3 事務事業評価（登載事業の評価）

各事業については事務事業評価★¹⁶により定量的★¹⁷に評価します。

図11) 推進計画の評価イメージ



VI. 体系図



活かすことのできるまち

大施策	小施策	具体的な事業
(1) 変化の激しい社会で 生き抜くための学習 機会の提供	① 現代的課題に関する学習機会の提供 ② 青少年期に学びの基礎を身につけるための学習 機会の提供 ③ 仕事や就職に関する学習機会の提供	① 環境学習会の開催、国際理解に関する講座 等 ② 少年教室事業、高校生向けキャリア形成支援事業 等 ③ 生涯学習施設の「Reまなび講座」、大学連携事業 等
(2) 暮らしを豊かにする 学習機会の提供	① 学びとしてのスポーツに関わる学習機会の提供 ② 文化・芸術・趣味に関する学習機会の提供 ③ 健康に関する学習機会の提供	① スポーツ施設主催事業、ニュースポーツ体験会 等 ② 文化施設主催事業、文化芸術アウトリーチ事業 等 ③ 老人福祉センター等主催事業、市民健康講座 等
(3) 市民の自発的な学習 の促進	① 生涯学習施設等 [*] の学ぶ場所の提供 (貸館・展示等) ② 展示等による鑑賞・学習機会の提供	① 生涯学習施設等の貸館、生涯学習団体の活動支援 等 ② 美術館・博物館等の展示、図書館の図書整備事業 等
*生涯学習施設等、スポーツ施設、文化・体験施設、社会教育施設、その他市民に学びを提供する施設を含む		
(1) 地域や社会を担う 人材の養成	① シチズンシップに富んだ人材の養成 ② 地域経済を担う人材の養成	① こ・こに講座 地域チャレンジ講座 等 ② こ・こに講座 キャリアチャレンジ講座 等
(2) 対話や地域交流の促進	① 対話を通じた学びや地域・社会活動の促進 ② 学びをきっかけにした地域交流の活性化	① ここに交流会、おしゃべりサロン事業 等 ② 生涯学習センター・交流館まつり、市民文化祭 等
(3) 市民の自発的な地域 ・社会活動の促進	① 人材活用場の提供 ② 自発的な地域・社会活動の支援 ③ 学びを活かして活動する場所の提供	① 文化施設のボランティア活動推進 等 ② 協働/パイロット事業、まちづくり推進事業補助金 等 ③ 市民活動センター運営、生涯学習施設等の貸館 等
(1) 学びやすい生涯学習 施設等の整備	① 生涯学習施設等の整備・維持・管理 ② 生涯学習施設等の使いやすさの向上	① 生涯学習施設等の整備・維持・管理 等 ② 生涯学習施設の運用改善 等
(2) 生涯学習施設等の デジタル環境の整備	① 生涯学習施設等のデジタル環境の整備 ② 生涯学習施設等の予約システムの管理・運用	① 生涯学習施設のデジタル化の推進 等 ② スポーツ・生涯学習施設予約システムの更新 等
(3) 生涯学習に関する 啓発や情報発信	① 学ぶことの大切さの啓発 ② 学習情報などの効果的な発信	① Reまなびシンポジウム&ポスターエキシビジョン 等 ② ここからネットの運用、施設HP・SNS、館報 等
(4) 学習・活動相談体制 の整備	① 学習相談・活動相談の充実 ② 学習・活動に関する専門家の養成・活用	① ここに相談、生涯学習施設等の学習相談 等 ② 施設職員研修、社会教育士などの施設配備 等
(5) 生涯学習推進体制の 充実	① 行政・企業・高等教育機関・NPO等との連携 ② 市における推進体制の充実	① 静岡市・大学連携生涯学習会議 等 ② 生涯学習推進審議会、生涯学習推進本部 等

第4章 資料

I. 用語注釈

用語		頁	用語説明
★1	人生 100 年時代	1	イギリスの組織論学者リンダ・グラットンが提唱する、世界的に高齢化が進むことにより、先進国において半分の人が 100 歳を超えて生きる時代のこと。
★2	マルチステージ	1	リンダ・グラットンが提唱する、社会に出てから会社勤めや学び直し、起業など様々なステージを並行・移行しながら生涯現役であり続けるというモデルのこと。
★3	リスキリング	1	時代のニーズに即して職業上新たに求められるスキルを習得すること。
★4	リカレント教育	1	学校教育からいったん離れた後に、必要なタイミングで再び高等教育機関等で教育を受けること。
★5	シチズンシップ	4	住民から一步踏み出して市民として積極的にまちづくりに関わろうとする公共意識のこと。
★6	ウェルビーイング	5	身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること。 参考：令和4年2月7日中央教育審議会への諮問 「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学びことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングが実現されるように、制度等の在り方を考えていく必要があります。」
★7	オンライン	6	パソコンやスマートフォンなどの端末がインターネットにつながっている状態のこと。また、オンライン授業のように「ネット上で」何かをするという意味。リモートワークなど、物理的に隔たったことを意味する「リモート」という言葉があるが、リモートは必ずしもインターネットにつながっている必要はない。
★8	DX	7	Digital Transformation の略。最新のデジタル技術を駆使した、デジタル化時代に対応するための変革のこと。
★9	SDGs	9	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。2015 年に開催された「国連持続可能な開発サミット」で国際社会共通の目標として決められた。

語句		頁	語句説明
★10	NPO	13	Non-Profit Organization または Not-for-Profit Organization の略。法人格の有無に関わらず、団体の構成員に収益を分配することを目的とせず、社会貢献活動やまちづくり活動を行う民間の団体の総称。
★11	オンデマンド	19	「要求に応じて (On-demand)」という単語から、顧客からの要求に応じてサービスを提供することの意味。テレビ番組や映画をデジタル化し、視聴者が好きなときに視聴できるシステムをビデオ・オンデマンドという。
★12	情報格差 (デジタルディバイド)	19	コンピュータやインターネットといった情報技術を使える人とそうでない人の間に生じる、格差を始めた格差のこと。
★13	青少年期	21	概ね6歳から25歳位までの年齢のこと。「少年」「青年」の捉え方は様々だが、社会教育では、一般に6歳から15歳までを「少年」、16歳から25歳位までを「青年」としている。(参考：生涯学習概論—生涯学習社会への道— 増補改訂版/浅井経子編著)
★14	SNS	31	Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。
★15	定性的	34	物事を数値化できない部分に着目して捉えること。
★16	事務事業評価	34	静岡市自治基本条例第24条に規定された、政策、施策及び事務事業の成果、達成度等を明らかにするための行政評価のうち、事務事業を対象とした評価。
★17	定量的	34	物事を数値や数量に着目して捉えること。

Ⅱ. 静岡市生涯学習推進審議会委員名簿 (令和4年度)

No.	役職	氏名	所属・役職
1	会長	渋江 かさね	静岡大学 教育学部 准教授
2	副会長	白木 賢信	常葉大学 教育学部 教授
3	委員	井上 美千子	特定非営利活動法人 しずおか共育ネット 代表
4	委員	内山 和俊	市民公募
5	委員	海野 雅夫	公益財団法人 静岡市スポーツ協会 専務理事
6	委員	菊地 忍	静岡市自治会連合会 常任理事
7	委員	桑添 玲子	認定特定非営利活動法人 ヤングカレッジ 副理事長
8	委員	小山 弘子	ワークショップらぼ・しずおか 代表
9	委員	伴野 栄二	市民公募
10	委員	中村 和光	静岡市文化協会 常任理事
11	委員	中村 百見	静岡市校長会（中島小学校校長）
12	委員	西 美有紀	一般社団法人 草薙カルテッド 事務局
13	委員	西村 貴臣	市民公募
14	委員	山本 雅司	静岡市自治会連合会 副会長
15	委員	渡邊 正英	市民公募

Ⅲ. 静岡市生涯学習推進大綱策定の経過

実施時期		実施内容
令和3年	6月3日	第1回 静岡市生涯学習推進審議会 ・静岡市が目指す生涯学習社会とその実現に向けた施策のあり方について（諮問）
	8月～9月	スポーツ活動・生涯学習に関する市民意識調査
	8月26日	第2回 静岡市生涯学習推進審議会 ・基本構想部分「8年後の目指す姿」について
	12月3日	第3回 静岡市生涯学習推進審議会 ・「8年後の目指す姿」及び施策の柱について ・答申骨子イメージについて
令和4年	2月1日 ～2月14日	第1回 静岡市生涯学習推進本部会 ・第3次大綱策定方針について ・第3次大綱策定スケジュールについて
	3月3日	第4回 静岡市生涯学習推進審議会 ・答申案について ・第3次大綱推進計画の「主な事業」について
	5月19日	第1回 静岡市生涯学習推進本部作業部会 ・第3次大綱策定スケジュールについて
	6月2日	第5回 静岡市生涯学習推進審議会 ・令和4年度第3次大綱策定のスケジュールについて
	6月27日	第2回 静岡市生涯学習推進本部作業部会 ・第3次大綱キャッチコピーについて
	7月13日 ～7月20日	第3回 静岡市生涯学習推進本部作業部会 第1回 静岡市生涯学習推進本部幹事会 ・第3次大綱ハブリックコメント案について
	8月5日	第6回 静岡市生涯学習推進審議会 ・第3次大綱ハブリックコメント案について
	8月22日	第2回 静岡市生涯学習推進本部会 ・第3次大綱ハブリックコメント案について
	9月～10月	ハブリックコメント
	10月28日	第7回 静岡市生涯学習推進審議会 ・第3次大綱案について
	11月2日 ～11月15日	第4回 静岡市生涯学習推進本部作業部会 第2回 静岡市生涯学習推進本部幹事会 ・第3次大綱案について
	12月12日	第3回 静岡市生涯学習推進本部会 ・第3次大綱案について
	12月20日	経営会議【策定】



わたしごとをアップデート！
第3次静岡市生涯学習推進大綱

令和5年3月（初版）

発行 静岡市 市民局 生涯学習推進課
〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

電話 054-221-1150

FAX 054-221-1758